

府子本第281号  
平成29年4月18日

各 都道府県知事 殿

内閣総理大臣  
(公印省略)

「子ども・子育て支援交付金の交付について」の一部改正について

平成28年7月20日付けで「平成28年度子ども・子育て支援交付金の交付について」(府子本第474号)を通知したところであるが、今般、別添新旧対照表のとおり、一部改正し、平成29年4月1日から適用することとしたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内市町村(特別区を含む。)に対してこの旨通知されたい。

## 子ども・子育て支援交付金交付要綱新旧対照表

改正	現行
<p>別紙</p> <p style="text-align: center;">子ども・子育て支援交付金交付要綱</p> <p>(通則) 第1条 (略)</p> <p>(交付の目的) 第2条 (略)</p> <p>(交付の対象) 第3条 (略)</p> <p>(1)利用者支援事業 (略)</p> <p>(2)延長保育事業 (略)</p> <p>(3)実費徴収に係る補足給付を行う事業 (略)</p> <p>(4)多様な事業者の参入促進・能力活用事業 (略)</p> <p>(5)放課後児童健全育成事業 (略)</p> <p>(6)子育て短期支援事業 (略)</p> <p>(7)乳児家庭全戸訪問事業 (略)</p> <p>(8)養育支援訪問事業 (略)</p> <p>(9)子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 (略)</p> <p>(10)地域子育て支援拠点事業 (略)</p> <p>(11)一時預かり事業 (略)</p> <p>(12)病児保育事業 (略)</p> <p>(13)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) (略)</p>	<p>別紙</p> <p style="text-align: center;">平成28年度子ども・子育て支援交付金交付要綱</p> <p>(通則) 第1条 (略)</p> <p>(交付の目的) 第2条 (略)</p> <p>(交付の対象) 第3条 (略)</p> <p>(1)利用者支援事業 (略)</p> <p>(2)延長保育事業 (略)</p> <p>(3)実費徴収に係る補足給付を行う事業 (略)</p> <p>(4)多様な事業者の参入促進・能力活用事業 (略)</p> <p>(5)放課後児童健全育成事業 (略)</p> <p>(6)子育て短期支援事業 (略)</p> <p>(7)乳児家庭全戸訪問事業 (略)</p> <p>(8)養育支援訪問事業 (略)</p> <p>(9)子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 (略)</p> <p>(10)地域子育て支援拠点事業 (略)</p> <p>(11)一時預かり事業 (略)</p> <p>(12)病児保育事業 (略)</p> <p>(13)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) (略)</p>

## 改正

(交付額の算定方法)  
第4条 (略)

(交付の条件)

第5条 この交付金の交付の決定には次の条件が付されるものとする。

(1) 交付対象事業に要する経費については、別紙様式2の別表1及び別紙様式4における「特定分」、「一般分」及び「その他分」の区分を超えて配分の変更を行うことはできない。

- (2) (略)   
 (3) (略)   
 (4) (略)   
 (5) (略)   
 (6) (略)   
 (7) (略)   
 (8) (略)   
 (9) (略)

(申請手続)  
第6条 (略)

(変更交付申請)  
第7条 (略)

(交付決定)  
第8条 (略)

(交付金の概算払)  
第9条 (略)

(実績報告)

第10条 この交付金の事業実績の報告は、次により行うものとする。

- (1) 市町村長は、毎年4月10日(第5条の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日)までに別紙様式5による報告書を都道府県知事に提出するものとする。  
 (2) 都道府県知事は、市町村から(1)の報告書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めるときはこれを取りまとめの上、別紙様式6と併せて毎年4月末日までに内閣総理大臣に提出するものとする。

(額の確定)  
第11条 (略)

(交付金の返還)  
第12条 (略)

(その他)  
第13条 (略)

## 現行

(交付額の算定方法)  
第4条 (略)

(交付の条件)

第5条 この交付金の交付の決定には次の条件が付されるものとする。

(1) 交付対象事業に要する経費については、別紙様式2の別表1及び別紙様式4における「特定分」及び「一般分」の区分を超えて配分の変更を行うことはできない。

- (2) (略)   
 (3) (略)   
 (4) (略)   
 (5) (略)   
 (6) (略)   
 (7) (略)   
 (8) (略)   
 (9) (略)

(申請手続)  
第6条 (略)

(変更交付申請)  
第7条 (略)

(交付決定)  
第8条 (略)

(交付金の概算払)  
第9条 (略)

(実績報告)

第10条 この交付金の事業実績の報告は、次により行うものとする。

- (1) 市町村長は、平成29年4月10日(第5条の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日)までに別紙様式5による報告書を都道府県知事に提出するものとする。  
 (2) 都道府県知事は、市町村から(1)の報告書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めるときはこれを取りまとめの上、別紙様式6と併せて平成29年4月末日までに内閣総理大臣に提出するものとする。

(額の確定)  
第11条 (略)

(交付金の返還)  
第12条 (略)

(その他)  
第13条 (略)

改正

現行

別紙

別紙

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合					
利用者支援事業	利用者支援事業	1 運営費	利用者支援事業の実施に必要な経費	国 1/3					
		(1) 基本型			〔都道府県 1/3〕				
		ア 基本分 1か所当たり年額				7,113,000円			
		イ 加算分				〔市町村 1/3〕			
		― 夜間加算 1か所当たり年額					1,248,000円		
		― 休日加算 1か所当たり年額					671,000円		
		― 出張相談支援加算 1か所当たり年額					1,025,000円		
		― 機能強化のための取組加算 1か所当たり年額					1,661,000円		
		(2) 特定型					〔市町村 1/3〕		
		ア 基本分 1か所当たり年額						2,832,000円	
		イ 加算分						〔市町村 1/3〕	
		― 夜間加算 1か所当たり年額							1,248,000円
		― 休日加算 1か所当たり年額							671,000円
		― 出張相談支援加算 1か所当たり年額							1,025,000円
		― 機能強化のための取組加算 1か所当たり年額							1,661,000円
(3) 母子保健型	〔市町村 1/3〕								
ア 保健師等専門職員を専任により配置する場合 1か所当たり		8,696,000円							
イ 保健師等専門職員を兼任により配置する場合 1か所当たり		4,102,000円							
平成27年度において、1か所に複数の専任職員を配置して事業を実施し、かつ、引き続き同様の事業形態を維持している市町村は、ア、イの基準額によらず、以下の基準額を適用することができるものとする。		〔市町村 1/3〕							
・ 保健師等専門職員を2名配置する場合 1市町村当たり年額 14,988,000円									
・ 保健師等専門職員を3名配置する場合 1市町村当たり年額 21,382,000円									
(略)									
2 開設準備経費(改修費等)			〔市町村 1/3〕						
(1)基本型及び特定型 1か所当たり				4,000,000円					
(2)母子保健型 1か所当たり				4,000,000円					

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合				
利用者支援事業	利用者支援事業	1 基本型	利用者支援事業の実施に必要な経費	国 1/3				
		(1) 運営費 1か所当たり年額			7,066,000円			
		(2) 夜間加算 1か所当たり年額			1,222,000円			
		(3) 休日加算 1か所当たり年額			651,000円			
		2 特定型			〔都道府県 1/3〕			
		(1) 運営費 1か所当たり年額				2,722,000円		
		(2) 夜間加算 1か所当たり年額				1,222,000円		
		(3) 休日加算 1か所当たり年額				651,000円		
		3 母子保健型				〔市町村 1/3〕		
		(1)保健師等専門職員を専任により配置する場合 1か所当たり					8,563,000円	
		(2)保健師等専門職員を兼任により配置する場合 1か所当たり					4,046,000円	
		平成27年度において、1か所に複数の専任職員を配置して事業を実施し、かつ、引き続き同様の事業形態を維持している市町村は、(1)(2)の基準額によらず、以下の基準額を適用することができるものとする。					〔市町村 1/3〕	
		・ 保健師等専門職員を2名配置する場合 1市町村当たり年額 14,988,000円						
		・ 保健師等専門職員を3名配置する場合 1市町村当たり年額 21,382,000円						
		(略)						
4 開設準備経費(改修費等)	〔市町村 1/3〕							
(1)基本型及び特定型 1か所当たり		4,000,000円						
(2)母子保健型 1か所当たり		4,000,000円						

改正

現行

(1)(2)とも平成29年度に支払われたものに限る。

(1)(2)とも平成28年度に支払われたものに限る。

延長保  
育事業

1 一般型  
(1)保育短時間認定(在籍児童1人当たり年額)  
ア 保育所及び認定こども園並びに事業所内保育事業(定員  
20人以上)

延長時間区分	
1時間	18,100円
2時間	36,100円
3時間	54,200円

イ 小規模保育事業

延長時間区分	A型・B型	C型
1時間	10,200円	12,900円
2時間	20,300円	25,700円
3時間	30,500円	38,600円

ウ 事業所内保育事業(定員19人以下)

延長時間区分	
1時間	9,400円
2時間	18,700円
3時間	28,100円

エ 家庭的保育事業

延長時間区分	
1時間	64,400円
2時間	128,700円
3時間	193,100円

(2)保育標準時間認定(1事業当たり年額)

ア 保育所及び認定こども園

延長時間区分	
30分	300,000円
1時間	1,342,000円
2~3時間	2,190,000円
4~5時間	4,767,000円
6時間以上	5,524,000円

イ 小規模保育事業

	延長時間区分	A型	B型	C型
自 園 調 理 等	30分	300,000円	300,000円	300,000円
	1時間	1,045,000円	1,034,000円	944,000円
	2~3時間	1,315,000円	1,287,000円	1,197,000円
	4~5時間	3,670,000円	3,619,000円	3,474,000円
	6時間以上	4,205,000円	4,132,000円	3,987,000円
	30分	300,000円	300,000円	300,000円

延長保  
育事業  
の  
実  
施  
に  
必  
要  
な  
経  
費

延長保  
育事業

1 一般型  
(1)保育短時間認定(在籍児童1人当たり年額)  
ア 保育所及び認定こども園並びに事業所内保育事業(定員  
20人以上)

延長時間区分	
1時間	17,200円
2時間	34,400円
3時間	51,600円

イ 小規模保育事業

延長時間区分	A型・B型	C型
1時間	10,200円	12,900円
2時間	20,300円	25,700円
3時間	30,500円	38,600円

ウ 事業所内保育事業(定員19人以下)

延長時間区分	
1時間	9,400円
2時間	18,700円
3時間	28,100円

エ 家庭的保育事業

延長時間区分	
1時間	64,400円
2時間	128,700円
3時間	193,100円

(2)保育標準時間認定(1事業当たり年額)

ア 保育所及び認定こども園

延長時間区分	
30分	300,000円
1時間	1,342,000円
2~3時間	2,166,000円
4~5時間	4,736,000円
6時間以上	5,493,000円

イ 小規模保育事業

	延長時間区分	A型	B型	C型
自 園 調 理 等	30分	300,000円	300,000円	300,000円
	1時間	1,045,300円	1,034,000円	944,000円
	2~3時間	1,311,000円	1,282,000円	1,192,000円
	4~5時間	3,658,000円	3,607,000円	3,463,000円
	6時間以上	4,194,000円	4,120,000円	3,976,000円
	30分	300,000円	300,000円	300,000円

延長保  
育事業  
の  
実  
施  
に  
必  
要  
な  
経  
費

改正

その他	1時間	999,000円	988,000円	898,000円
	2～3時間	1,166,000円	1,138,000円	1,048,000円
	4～5時間	3,071,000円	3,020,000円	2,876,000円
	6時間以上	3,407,000円	3,334,000円	3,190,000円

「自園調理等」は、食事について、事業所内で調理する方法により提供する事業所及び連携施設又は給食搬入施設から食事を調理・搬入して提供する事業所に適用(ウ及びエにおいて同じ)

ウ 事業所内保育事業

	延長時間区分	定員20人以上	定員19人以下	
			A型	B型
自園調理等	30分	276,000円	276,000円	276,000円
	1時間	1,234,000円	962,000円	951,000円
	2～3時間	2,015,000円	1,210,000円	1,184,000円
	4～5時間	4,385,000円	3,376,000円	3,329,000円
	6時間以上	5,082,000円	3,868,000円	3,801,000円
その他	30分	276,000円	276,000円	276,000円
	1時間	1,021,000円	919,000円	909,000円
	2～3時間	1,328,000円	1,072,000円	1,047,000円
	4～5時間	3,285,000円	2,825,000円	2,779,000円
	6時間以上	3,798,000円	3,134,000円	3,067,000円

エ 家庭的保育事業

	延長時間区分	利用定員4人以上	利用定員3人以下
自園調理等	30分	200,000円	150,000円
	1時間	414,000円	215,000円
	2～3時間	748,000円	399,000円
	4～5時間	1,967,000円	1,362,000円
	6時間以上	3,309,000円	2,447,000円
その他	30分	200,000円	150,000円
	1時間	399,000円	200,000円
	2～3時間	699,000円	349,000円
	4～5時間	1,469,000円	863,000円
	6時間以上	2,611,000円	1,748,000円

2 訪問型

(1) 保育短時間認定(児童1人当たり年額)

ア 居宅訪問型

延長時間区分	
1時間	193,100円
2時間	386,300円
3時間	579,400円

イ その他(保育所等の施設で利用児童が1名となった場合)

延長時間区分	
1時間	193,100円
2時間	300,000円
3時間	300,000円

現行

その他	1時間	999,000円	988,000円	898,000円
	2～3時間	1,166,000円	1,138,000円	1,048,000円
	4～5時間	3,065,000円	3,014,000円	2,870,000円
	6時間以上	3,401,000円	3,327,000円	3,183,000円

「自園調理等」は、食事について、事業所内で調理する方法により提供する事業所及び連携施設又は給食搬入施設から食事を調理・搬入して提供する事業所に適用(ウにおいて同じ)

ウ 事業所内保育事業

	延長時間区分	定員20人以上	定員19人以下	
			A型	B型
自園調理等	30分	276,000円	276,000円	276,000円
	1時間	1,234,000円	962,000円	951,000円
	2～3時間	1,993,000円	1,205,000円	1,180,000円
	4～5時間	4,357,000円	3,365,000円	3,319,000円
	6時間以上	5,054,000円	3,858,000円	3,791,000円
その他	30分	276,000円	276,000円	276,000円
	1時間	1,021,000円	919,000円	909,000円
	2～3時間	1,328,000円	1,072,000円	1,047,000円
	4～5時間	3,279,000円	2,819,000円	2,773,000円
	6時間以上	3,792,000円	3,128,000円	3,061,000円

エ 家庭的保育事業

	延長時間区分	利用定員4人以上	利用定員3人以下
自園調理等	30分	200,000円	150,000円
	1時間	414,000円	215,000円
	2～3時間	747,000円	397,000円
	4～5時間	1,966,000円	1,360,000円
	6時間以上	3,304,000円	2,442,000円
その他	30分	200,000円	150,000円
	1時間	399,000円	200,000円
	2～3時間	699,000円	349,000円
	4～5時間	1,469,000円	863,000円
	6時間以上	2,608,000円	1,745,000円

2 訪問型

(1) 保育短時間認定(児童1人当たり年額)

ア 居宅訪問型

延長時間区分	
1時間	193,100円
2時間	386,300円
3時間	579,400円

イ その他(保育所等の施設で利用児童が1名となった場合)

延長時間区分	
1時間	193,100円
2時間	300,000円
3時間	300,000円

改正

現行

(2) 保育標準時間認定(1事業あたり年額)

ア 居宅訪問型

延長時間区分	
30分	150,000円
1時間	200,000円
2～3時間	349,000円
4～5時間	606,000円
6時間以上	862,000円

イ その他(保育所等の施設で利用児童が1名となった場合)

延長時間区分	
30分	150,000円
1時間	200,000円
2時間以上	300,000円

(略)

(2) 保育標準時間認定(1事業あたり年額)

ア 居宅訪問型

延長時間区分	
30分	150,000円
1時間	200,000円
2～3時間	349,000円
4～5時間	606,000円
6時間以上	862,000円

イ その他(保育所等の施設で利用児童が1名となった場合)

延長時間区分	
30分	150,000円
1時間	200,000円
2時間以上	300,000円

(略)

実費徴収に係る補足給付を行う事業

(略)

実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施に必要な経費

実費徴収に係る補足給付を行う事業

(略)

実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施に必要な経費

多様な事業者の参入促進・能力活用事業

(略)

多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施に必要な経費

多様な事業者の参入促進・能力活用事業

(略)

多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施に必要な経費

放課後児童健全育成事業

1 放課後児童健全育成事業  
 (1) 年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所  
 ア 基本額(1支援の単位あたり年額)  
 (ア) 構成する児童の数が1～19人の支援の単位  
 $2,238,000円 - (19人 - 支援の単位を構成する児童の数) \times 27,000円$   
 (イ) 構成する児童の数が20～35人の支援の単位  
 $4,306,000円 - (36人 - 支援の単位を構成する児童の数) \times 25,000円$

局長通知別添1の放課後児童健全育成事業の実施に必要な経費(飲食物費を除く。)

放課後児童健全育成事業

1 放課後児童健全育成事業  
 (1) 年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所  
 ア 基本額(1支援の単位あたり年額)  
 (ア) 構成する児童の数が1～19人の支援の単位  
 $1,447,000円 - (19人 - 支援の単位を構成する児童の数) \times 27,000円$   
 (イ) 構成する児童の数が20～35人の支援の単位  
 $3,744,000円 - (36人 - 支援の単位を構成する児童の数) \times 25,500円$

局長通知別添1の放課後児童健全育成事業の実施に必要な経費(飲食物費を除く。)

改正		現行	
(ウ) 構成する児童の数が36～45人の支援の単位	4,306,000円	(ウ) 構成する児童の数が36～45人の支援の単位	3,744,000円
(エ) 構成する児童の数が46～70人の支援の単位	4,306,000円 - (支援の単位を構成する児童の数 - 45人) × 53,000円	(エ) 構成する児童の数が46～70人の支援の単位	3,744,000円 - (支援の単位を構成する児童の数 - 45人) × 31,500円
(オ) 構成する児童の数が71人以上の支援の単位	2,917,000円	(オ) 構成する児童の数が71人以上の支援の単位	2,917,000円
イ 開所日数加算額(1支援の単位当たり年額)	(年間開所日数 - 250日) × 17,000円 (1日8時間以上開所する場合)	イ 開所日数加算額(1支援の単位当たり年額)	(年間開所日数 - 250日) × 15,000円 (1日8時間以上開所する場合)
ウ 長期休暇支援加算額(1支援の単位当たり年額)	長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合  (上記要件に該当する開所日数) × 17,000円		
エ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額)	(ア) 平日分(1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合) 「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数 × 378,000円 (イ) 長期休暇等分(1日8時間を超えて開所する場合) 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × 170,000円	ウ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額)	(ア) 平日分(1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合) 「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数 × 298,000円 (イ) 長期休暇等分(1日8時間を超えて開所する場合) 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × 134,000円
(2) 年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所(特例分)	ア 基本額(1支援の単位当たり年額)	(2) 年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所(特例分)	ア 基本額(1支援の単位当たり年額)
(ア) 構成する児童の数が20人以上の支援の単位	2,847,000円	(ア) 構成する児童の数が20人以上の支援の単位	2,304,000円
(イ) 構成する児童の数が1～19人の施設	1,637,000円	(イ) 構成する児童の数が1～19人の施設	958,000円
イ 長期休暇支援加算額(1支援の単位当たり年額)	長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合  (上記要件に該当する開所日数) × 17,000円		
ウ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額)	平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数 × 378,000円	イ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額)	平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数 × 298,000円
(略)		(略)	
(略)		(略)	
2 放課後子ども環境整備事業(1事業所当たり年額)	放課後子ども環境整備事業の実施に必要な経費	2 放課後子ども環境整備事業(1事業所当たり年額)	放課後子ども環境整備事業の実施に必要な経費
(1) 放課後児童クラブ設置促進事業(略)		(1) 放課後児童クラブ設置促進事業(略)	
(2) 放課後児童クラブ環境改善事業(略)		(2) 放課後児童クラブ環境改善事業(略)	
(3) 放課後児童クラブ障害児受入促進事業(略)		(3) 放課後児童クラブ障害児受入促進事業(略)	

改正			現行		
	(4)倉庫設置整備事業 (略) 開所準備経費については平成29年度に支払われたものに限る。			(4)倉庫設置整備事業 (略) 開所準備経費については平成28年度に支払われたものに限る。	
	3 放課後児童クラブ支援事業(1支援の単位当たり年額)	放課後児童クラブ支援事業の実施に必要な経費		3 放課後児童クラブ支援事業(1支援の単位当たり年額)	放課後児童クラブ支援事業の実施に必要な経費
	(1)障害児受入推進事業 1,796,000円			(1)障害児受入推進事業 1,748,000円	
	(2)放課後児童クラブ運営支援事業			(2)放課後児童クラブ運営支援事業	
	ア 賃借料補助 2,996,000円			ア 賃借料補助 3,052,000円	
	イ 移転関連費用補助 2,500,000円			イ 移転関連費用補助 2,500,000円	
	ウ 土地借料補助 6,100,000円			ウ 土地借料補助 6,100,000円	
	(3)放課後児童クラブ送迎支援事業 466,000円			(3)放課後児童クラブ送迎支援事業 454,000円	
	(略)			(略)	
放課後児童健全育成事業(一般分)	1 放課後児童支援員等処遇改善等事業(1支援の単位当たり年額)	放課後児童支援員等処遇改善等事業の実施に必要な経費(給料、職員手当(時間外勤務手当、期末勤勉手当、通勤手当)、共済費(社会保険料)、賃金、委託料及び補助金)		1 放課後児童支援員等処遇改善等事業(1支援の単位当たり年額)	放課後児童支援員等処遇改善等事業の実施に必要な経費(給料、職員手当(時間外勤務手当、期末勤勉手当、通勤手当)、共済費(社会保険料)、賃金、委託料及び補助金)
	(1)家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に従事する職員を配置 1,541,000円			(1)家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に主担当として従事する職員を配置 1,581,000円	
	(2)(1)の「家庭、学校等との連絡及び情報交換等」に加え、地域との連携・協力等の育成支援に従事する常勤職員を配置 2,904,000円			(2)(1)の「家庭、学校等との連絡及び情報交換等」に加え、地域との連携・協力等の育成支援に主担当として従事する常勤職員を配置 2,932,000円	
	(略)			(略)	
	2 障害児受入強化推進事業(1支援の単位当たり年額)	障害児受入強化推進事業の実施に必要な経費		2 障害児受入強化推進事業	障害児受入強化推進事業の実施に必要な経費
	(1)障害児を3人以上受け入れる場合 1,796,000円			1支援の単位当たり年額 1,748,000円	
	(2)医療的ケア児を受け入れる場合 3,847,000円				
	(略)			(略)	

改正				現行			
		3 小規模放課後児童クラブ支援事業 1 支援の単位当たり年額 559,000円 (略)	小規模放課後児童クラブ支援事業の実施に必要な経費			3 小規模放課後児童クラブ支援事業 1 支援の単位当たり年額 544,000円 (略)	小規模放課後児童クラブ支援事業の実施に必要な経費
	放課後児童健全育成事業(その他)	放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業 1 支援の単位当たりの(1)~(3)の合計額 (1) 放課後児童支援員を配置 対象職員1人当たり 124,000円 (2) 概ね経験年数5年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を受講した者を配置 対象職員1人当たり 248,000円 (3) (2)の条件を満たす概ね経験年数10年以上の放課後児童支援員で、事務所長(マネジメント)的立場にある者を配置 対象職員1人当たり 372,000円 1 支援の単位当たりの基準額は、868,000円を上限とする。 事業実施月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て)とする。	放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の実施に必要な経費(給料、職員手当(時間外勤務手当、期末勤務手当、通勤手当)、共済費(社会保険料)、賃金、委託料及び補助金)				
子育て短期支援事業	子育て短期支援事業	1 運営費 (略) 2 開設準備経費(改修費等) 4,000,000円 平成29年度に支払われたものに限る。 (略)	子育て短期支援事業の実施に必要な経費	子育て短期支援事業	子育て短期支援事業	1 運営費 (略) 2 開設準備経費(改修費等) 4,000,000円 平成28年度に支払われたものに限る。 (略)	子育て短期支援事業の実施に必要な経費
乳児家庭全戸訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業	1 支援が必要な家庭に対して次の(1)(2)の対応をいずれも実施している市町村 (1) ケース対応会議の開催 (2) 養育支援訪問事業において、以下に掲げる事業をいずれも実施している市町村	乳児家庭全戸訪問事業の実施に必要な経費	乳児家庭全戸訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業	1 支援が必要な家庭に対して次の(1)(2)の対応をいずれも実施している市町村 (1) ケース対応会議の開催 (2) 養育支援訪問事業において、以下に掲げる事業をいずれも実施している市町村	乳児家庭全戸訪問事業の実施に必要な経費

改正				現行			
		・育児・家事援助 ・専門的相談支援  乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問数 × 8,000円  2 1以外の市町村  乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問数 × 6,000円				・育児・家事援助 ・専門的相談支援  $\left( \begin{array}{l} \text{乳児家庭全戸訪問事業} \\ \text{による家庭訪問数} \end{array} \left( \begin{array}{l} \text{乳児家庭全戸訪問事業} \\ \text{の対象となる} \\ \text{全家庭数} \end{array} \right) \times 20\% \right) \times 8,000円$  2 1以外の市町村  $\left( \begin{array}{l} \text{乳児家庭全戸訪問事業} \\ \text{による家庭訪問数} \end{array} \left( \begin{array}{l} \text{乳児家庭全戸訪問事業} \\ \text{の対象となる} \\ \text{全家庭数} \end{array} \right) \times 20\% \right) \times 6,000円$	
養育支援訪問事業	養育支援訪問事業	1 (略) 2 (略) 3 (略) 4 育児家事援助を民間団体へ委託する際に運営に必要な事務費  1市町村当たり 564,000円	養育支援訪問事業の実施に必要な経費	養育支援訪問事業	養育支援訪問事業	1 (略) 2 (略) 3 (略)	養育支援訪問事業の実施に必要な経費
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	(略)	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業の実施に必要な経費	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	(略)	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業の実施に必要な経費
地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点事業	1 運営費(1か所当たり年額) (1)一般型 ア 基本分 (ア)3~4日型 ・常勤職員又は非常勤職員を合計3名配置する場合 5,114,000円 ・常勤職員又は非常勤職員を合計2名以上配置する場合 3,785,000円 (イ)5日型 ・常勤職員を配置する場合 7,842,000円 ・非常勤職員のみを配置する場合 4,640,000円 (ウ)6~7日型 ・常勤職員を配置する場合 8,364,000円	地域子育て支援拠点事業の実施に必要な経費	地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点事業	1 運営費(1か所当たり年額) (1)一般型 ア 基本分 (ア)3~4日型 ・常勤職員又は非常勤職員を合計3名配置する場合 5,021,000円 ・常勤職員又は非常勤職員を合計2名以上配置する場合 3,723,000円 (イ)5日型 ・常勤職員を配置する場合 7,803,000円 ・非常勤職員のみを配置する場合 4,562,000円 (ウ)6~7日型 ・常勤職員を配置する場合 8,317,000円	地域子育て支援拠点事業の実施に必要な経費

改正				現行			
		・非常勤職員のみを配置する場合 5,493,000円 (略) イ 加算分 (ア)子育て支援活動の展開を図る取組 3～4日型 1,379,000円 5日型 3,253,000円 6～7日型 2,920,000円 (イ)地域支援 1,385,000円 (2)出張ひろば 1,414,000円 (3)小規模型指定施設 ア 基本分 2,740,000円 イ 加算分 1,370,000円 (4)連携型 ア 基本分 3～4日型 1,799,000円 5～7日型 2,793,000円 イ 加算分 460,000円 2 開設準備経費(1か所当たり年額) (1)改修費等 1か所当たり 4,000,000円 (2)礼金及び賃借料(開設前月分) 1か所当たり 600,000円 (1)(2)とも平成29年度に支払われたものに限る。				・非常勤職員のみを配置する場合 5,400,000円 (略) イ 加算分 (ア)子育て支援活動の展開を図る取組 3～4日型 1,300,000円 5日型 3,240,000円 6～7日型 2,920,000円 (イ)地域支援 1,360,000円 (2)出張ひろば 1,398,000円 (3)小規模型指定施設 ア 基本分 2,694,000円 イ 加算分 1,363,000円 (4)連携型 ア 基本分 3～4日型 1,770,000円 5～7日型 2,754,000円 イ 加算分 460,000円 2 開設準備経費(1か所当たり年額) (1)改修費等 1か所当たり 4,000,000円 (2)礼金及び賃借料(開設前月分) 1か所当たり 600,000円 (1)(2)とも平成28年度に支払われたものに限る。	
一時預かり事業	一時預かり事業	1 運営費 (1)一般型 ア 特別利用保育等対象以外の児童(1か所当たり年額) (ア)基本分 保育従事者がすべて保育士又は1日当たり平均利用児童数概ね3人以下の施設において保育士とみなされた家庭的保育者と同等の研修を修了した者の場合。 年間延べ利用児童数 基準額 300人未満 1,507,000円 300人以上900人未満 1,650,000円 900人以上1,500人未満 2,970,000円 1,500人以上2,100人未満 4,290,000円 2,100人以上2,700人未満 5,610,000円 2,700人以上3,300人未満 6,930,000円 3,300人以上3,900人未満 8,250,000円 3,900人以上 9,570,000円 特別利用保育等対象児童を除く 以外(地域密着 型を含む)の場合 年間延べ利用児童数 基準額 300人未満 1,345,000円 300人以上900人未満 1,580,000円 900人以上1,500人未満 2,840,000円	一時預かり事業の実施に必要な経費	一時預かり事業	一時預かり事業	1 運営費 (1)一般型 ア 特別利用保育等対象以外の児童(1か所当たり年額) (ア)基本分 保育従事者がすべて保育士又は1日当たり平均利用児童数概ね3人以下の施設において保育士とみなされた家庭的保育者と同等の研修を修了した者の場合。 年間延べ利用児童数 基準額 300人未満 1,473,000円 300人以上900人未満 1,580,000円 900人以上1,500人未満 2,840,000円 1,500人以上2,100人未満 4,100,000円 2,100人以上2,700人未満 5,360,000円 2,700人以上3,300人未満 6,620,000円 3,300人以上3,900人未満 7,880,000円 3,900人以上 9,140,000円 特別利用保育等対象児童を除く 以外(地域密着 型を含む)の場合 年間延べ利用児童数 基準額 300人未満 1,331,000円 300人以上900人未満 1,500,000円 900人以上1,500人未満 2,700,000円	一時預かり事業の実施に必要な経費

改正

現行

1,500人以上2,100人未満	4,100,000円
2,100人以上2,700人未満	5,360,000円
2,700人以上3,300人未満	6,620,000円
3,300人以上3,900人未満	7,880,000円
3,900人以上	9,140,000円

特別利用保育等対象児童を除く

(イ) 基幹型施設加算 1,020,000円

イ 特別利用保育等対象児童(児童1人当たり日額)  
(子ども・子育て支援法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育の提供を受ける児童及び第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育の提供を受ける児童。)

(ア) 平日分 400円  
 (イ) 長期休業日(8時間未満) 400円  
 (ウ) 長期休業日(8時間以上) 800円  
 (エ) 休日分(土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用) 800円

(オ) 長時間加算  
 ((ア)(イ)については4時間(又は特別利用保育等として提供される時間との合計が8時間)、(ウ)(エ)については8時間を超えた利用)  
 ・超えた利用時間が2時間未満 100円  
 ・超えた利用時間が2時間以上3時間未満 200円  
 ・超えた利用時間が3時間以上 300円

ウ 緊急一時預かり対象児童(児童1人当たり日額) 4,300円

(2) 幼稚園型(児童1人当たり日額)  
 ア 在籍園児分  
 (ア) 基本分(平日の教育時間前後や長期休業日の利用)  
 ー 年間延べ利用児童数2,000人超の施設  
 ー 平日 400円  
 ー 長期休業日(8時間未満) 400円  
 ー 長期休業日(8時間以上) 800円  
 ー 年間延べ利用児童数2,000人以下の施設  
 ー 平日(1,600,000円 ÷ 年間延べ利用児童数) - 400円  
 (10円未満切り捨て)  
 ー 長期休業日(8時間未満) 400円  
 ー 長期休業日(8時間以上) 800円

(イ) 休日分(土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用) 800円

1,500人以上2,100人未満	3,900,000円
2,100人以上2,700人未満	5,100,000円
2,700人以上3,300人未満	6,300,000円
3,300人以上3,900人未満	7,500,000円
3,900人以上	8,700,000円

特別利用保育等対象児童を除く

(イ) 基幹型施設加算 1,010,000円

イ 特別利用保育等対象児童(児童1人当たり日額)  
(子ども・子育て支援法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育の提供を受ける児童及び第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育の提供を受ける児童。)

(ア) 平日分 400円  
 (イ) 休日分(土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用) 800円  
 (ウ) 長時間加算((ア)については4時間(又は特別利用保育等として提供される時間との合計が8時間)、(イ)については8時間を超えた利用) 100円

(エ) 長時間加算(特例)  
 ((ア)については4時間(又は特別利用保育等として提供される時間との合計が8時間)、(イ)については8時間を超えた利用)  
 ・超えた利用時間が2時間未満 100円  
 ・超えた利用時間が2時間以上3時間未満 200円  
 ・超えた利用時間が3時間以上 300円

当分の間、緊急対策を実施する市町村に限り、イ(ウ)の長時間加算について、イ(エ)の基準額を適用する。

ウ 緊急一時預かり対象児童(児童1人当たり日額) 4,300円

(2) 幼稚園型(児童1人当たり日額)  
 ア 在籍園児分  
 (ア) 基本分(平日の教育時間前後や長期休業日の利用)  
 ー 年間延べ利用児童数2,000人超の施設 400円  
 ー 年間延べ利用児童数2,000人以下の施設  
 (1,600,000円 ÷ 年間延べ利用児童数) - 400円  
 (10円未満切り捨て)

(イ) 休日分(土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用) 800円

改正		現行	
			(ウ)長時間加算(ア)については4時間(又は教育時間との合計が8時間)、(イ)については8時間を超えた利用) 100円
(2)長時間加算			(エ)長時間加算(特例)
(ア)_____及び(ア)_____については4時間(又は教育時間との合計が8時間)、(ア)_____、(ア)_____及び(イ)については8時間を超えた利用)			(ア)については4時間(又は教育時間との合計が8時間)、(イ)については8時間を超えた利用)
・超えた利用時間が2時間未満	100円		・超えた利用時間が2時間未満 100円
・超えた利用時間が2時間以上3時間未満	200円		・超えた利用時間が2時間以上3時間未満 200円
・超えた利用時間が3時間以上	300円		・超えた利用時間が3時間以上 300円
			当分の間、緊急対策を実施する市町村に所在する幼稚園であって、子ども・子育て支援新制度に移行済のもの又は今後移行を予定しているものが実施する場合には、ア(ウ)の長時間加算について、ア(エ)の基準額を適用する。
イ 在籍園児以外の児童分			イ 在籍園児以外の児童分
(ア)基本分	800円		(ア)基本分 800円
(1)長時間加算(8時間を超えた利用)			(イ)長時間加算(8時間を超えた利用) 100円
・超えた利用時間が2時間未満	100円		(ウ)長時間加算(特例)(8時間を超えた利用)
・超えた利用時間が2時間以上3時間未満	200円		・超えた利用時間が2時間未満 100円
・超えた利用時間が3時間以上	300円		・超えた利用時間が2時間以上3時間未満 200円
			・超えた利用時間が3時間以上 300円
			当分の間、緊急対策を実施する市町村に所在する幼稚園であって、子ども・子育て支援新制度に移行済のもの又は今後移行を予定しているものが実施する場合には、イ(イ)の長時間加算について、イ(ウ)の基準額を適用する。
公費支援の総額(1施設当たり年額)は、9,570,000円を上限額とする(なお、待機児童の受け入れ促進に資する措置(ア(ア)_____、ア(ア)_____、ア(ウ)及びイ(イ))に係る基準額)を適用したことにより、9,570,000円を超えた場合は、この限りでない)。			公費支援の総額(1施設当たり年額)は、9,140,000円を上限額とする(なお、緊急対策(ア(エ)及びイ(ウ))に係る基準額を適用したことにより、9,140,000円を超えた場合は、この限りでない)。
(3)余裕活用型(児童1人当たり日額)	2,200円		(3)余裕活用型(児童1人当たり日額) 2,100円
(4)居宅訪問型(児童1人当たり日額)			(4)居宅訪問型(児童1人当たり日額)
ア イの緊急一時預かり対象児童以外の児童			ア イの緊急一時預かり対象児童以外の児童
利用時間4時間以上	8,600円		利用時間4時間以上 8,200円
利用時間4時間未満	4,300円		利用時間4時間未満 4,100円
イ 緊急一時預かり対象児童			イ 緊急一時預かり対象児童
利用時間4時間以上	11,000円		利用時間4時間以上 11,000円
利用時間4時間未満	5,500円		利用時間4時間未満 5,500円
			(5)震災特例型(児童1人当たり月額)
			利用児童の保護者が当該児童について受けている支給認定に基づいて本事業で利用している施設等において教育・保育の提供を受けた場合に支給される子どものための教育・保育 給付に

改正				現行																																																							
		2 開設準備経費(1か所当たり年額) (1)改修費等 4,000,000円 (2)礼金及び賃借料(開設前月分) 600,000円  (1)(2)とも平成29年度に支払われたものに限る。  (2)は一般型に限る。				応じて、子ども・子育て支援法第27条第3項第1号、同法第29条第3項第1号、同法第28条第2項第2号若しくは第3号の内閣総理大臣が定める基準又は同法第30条第2項第2号、第3号若しくは第4号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定される金額  月途中で利用を開始、又は利用を終了した場合の基準額の算定に当たっては、公定価格の算定の例によること。  2 開設準備経費(1か所当たり年額) (1)改修費等 4,000,000円 (2)礼金及び賃借料(開設前月分) 600,000円  (1)(2)とも平成28年度に支払われたものに限る。 (1)は震災特例型を除く。 (2)は一般型に限る。																																																					
病児保育事業	病児保育事業(特定分・事業費)	1 病児対応型 (1)基本分 1か所当たり年額 2,423,000円 (2)加算分 ア 年間延べ利用児童数に応じた加算 <table border="1" data-bbox="385 1045 1012 1507"> <thead> <tr> <th>年間延べ利用児童数</th> <th>基準額 (1か所あたり年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>10人以上50人未満</td><td>505,000円</td></tr> <tr><td>50人以上200人未満</td><td>2,525,000円</td></tr> <tr><td>200人以上400人未満</td><td>4,291,000円</td></tr> <tr><td>400人以上600人未満</td><td>6,310,000円</td></tr> <tr><td>600人以上800人未満</td><td>7,824,000円</td></tr> <tr><td>800人以上1,000人未満</td><td>9,844,000円</td></tr> <tr><td>1,000人以上1,200人未満</td><td>11,863,000円</td></tr> <tr><td>1,200人以上1,400人未満</td><td>13,882,000円</td></tr> <tr><td>1,400人以上1,600人未満</td><td>15,901,000円</td></tr> <tr><td>1,600人以上1,800人未満</td><td>17,920,000円</td></tr> <tr><td>1,800人以上2,000人未満</td><td>19,940,000円</td></tr> <tr><td>2,000人以上</td><td>21,959,000円</td></tr> </tbody> </table> イ 送迎対応を行う看護師等雇上費 1か所当たり年額 5,400,000円 ウ 送迎経費 1か所当たり年額 3,600,000円 エ 研修参加費用 職員1人当たり年額 10,000円  (3)普及定着促進費(開設準備経費) ア 改修費等 1か所当たり 4,000,000円 イ 礼金及び賃借料(開設前月分) 1か所当たり 600,000円  ア及びイとも平成29年度に支払われたものに限る。	年間延べ利用児童数	基準額 (1か所あたり年額)	10人以上50人未満	505,000円	50人以上200人未満	2,525,000円	200人以上400人未満	4,291,000円	400人以上600人未満	6,310,000円	600人以上800人未満	7,824,000円	800人以上1,000人未満	9,844,000円	1,000人以上1,200人未満	11,863,000円	1,200人以上1,400人未満	13,882,000円	1,400人以上1,600人未満	15,901,000円	1,600人以上1,800人未満	17,920,000円	1,800人以上2,000人未満	19,940,000円	2,000人以上	21,959,000円	病児保育事業の実施に必要な経費	病児保育事業	病児保育事業(特定分・事業費)	1 病児対応型 (1)基本分 1か所当たり年額 2,417,000円 (2)加算分 ア 年間延べ利用児童数に応じた加算 <table border="1" data-bbox="1754 1045 2380 1507"> <thead> <tr> <th>年間延べ利用児童数</th> <th>基準額 (1か所あたり年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>10人以上50人未満</td><td>504,000円</td></tr> <tr><td>50人以上200人未満</td><td>2,518,000円</td></tr> <tr><td>200人以上400人未満</td><td>4,280,000円</td></tr> <tr><td>400人以上600人未満</td><td>6,294,000円</td></tr> <tr><td>600人以上800人未満</td><td>7,804,000円</td></tr> <tr><td>800人以上1,000人未満</td><td>9,818,000円</td></tr> <tr><td>1,000人以上1,200人未満</td><td>11,832,000円</td></tr> <tr><td>1,200人以上1,400人未満</td><td>13,846,000円</td></tr> <tr><td>1,400人以上1,600人未満</td><td>15,860,000円</td></tr> <tr><td>1,600人以上1,800人未満</td><td>17,874,000円</td></tr> <tr><td>1,800人以上2,000人未満</td><td>19,888,000円</td></tr> <tr><td>2,000人以上</td><td>21,902,000円</td></tr> </tbody> </table> イ 送迎対応を行う看護師等雇上費 1か所当たり年額 5,400,000円 ウ 送迎経費 1か所当たり年額 3,600,000円 エ 研修参加費用 職員1人当たり年額 10,000円  (3)普及定着促進費(開設準備経費) ア 改修費等 1か所当たり 4,000,000円 イ 礼金及び賃借料(開設前月分) 1か所当たり 600,000円  ア及びイとも平成28年度に支払われたものに限る。	年間延べ利用児童数	基準額 (1か所あたり年額)	10人以上50人未満	504,000円	50人以上200人未満	2,518,000円	200人以上400人未満	4,280,000円	400人以上600人未満	6,294,000円	600人以上800人未満	7,804,000円	800人以上1,000人未満	9,818,000円	1,000人以上1,200人未満	11,832,000円	1,200人以上1,400人未満	13,846,000円	1,400人以上1,600人未満	15,860,000円	1,600人以上1,800人未満	17,874,000円	1,800人以上2,000人未満	19,888,000円	2,000人以上	21,902,000円	病児保育事業の実施に必要な経費
年間延べ利用児童数	基準額 (1か所あたり年額)																																																										
10人以上50人未満	505,000円																																																										
50人以上200人未満	2,525,000円																																																										
200人以上400人未満	4,291,000円																																																										
400人以上600人未満	6,310,000円																																																										
600人以上800人未満	7,824,000円																																																										
800人以上1,000人未満	9,844,000円																																																										
1,000人以上1,200人未満	11,863,000円																																																										
1,200人以上1,400人未満	13,882,000円																																																										
1,400人以上1,600人未満	15,901,000円																																																										
1,600人以上1,800人未満	17,920,000円																																																										
1,800人以上2,000人未満	19,940,000円																																																										
2,000人以上	21,959,000円																																																										
年間延べ利用児童数	基準額 (1か所あたり年額)																																																										
10人以上50人未満	504,000円																																																										
50人以上200人未満	2,518,000円																																																										
200人以上400人未満	4,280,000円																																																										
400人以上600人未満	6,294,000円																																																										
600人以上800人未満	7,804,000円																																																										
800人以上1,000人未満	9,818,000円																																																										
1,000人以上1,200人未満	11,832,000円																																																										
1,200人以上1,400人未満	13,846,000円																																																										
1,400人以上1,600人未満	15,860,000円																																																										
1,600人以上1,800人未満	17,874,000円																																																										
1,800人以上2,000人未満	19,888,000円																																																										
2,000人以上	21,902,000円																																																										
		2 病後児対応型				2 病後児対応型																																																					

改正

現行

(1)基本分 1か所当たり年額 2,012,000円  
 (2)加算分

ア 年間延べ利用児童数に応じた加算

年間延べ利用児童数	基準額 (1か所あたり年額)
10人以上50人未満	402,000円
50人以上200人未満	2,214,000円
200人以上400人未満	3,118,000円
400人以上600人未満	5,030,000円
600人以上800人未満	6,840,000円
800人以上1,000人未満	8,752,000円
1,000人以上1,200人未満	10,664,000円
1,200人以上1,400人未満	12,576,000円
1,400人以上1,600人未満	14,486,000円
1,600人以上1,800人未満	16,398,000円
1,800人以上2,000人未満	18,310,000円
2,000人以上	20,220,000円

イ 送迎対応を行う看護師等雇上費 1か所当たり年額 5,400,000円  
 ウ 送迎経費 1か所当たり年額 3,600,000円  
 エ 研修参加費用 職員1人当たり年額 10,000円

(3)普及定着促進費(開設準備経費)  
 ア 改修費等 1か所当たり 4,000,000円  
 イ 礼金及び賃借料(開設前月分) 1か所当たり 600,000円

ア及びイとも平成29年度に支払われたものに限る。

3 体調不良児対応型  
 (1)基本分 1か所当たり年額 4,323,000円  
 (ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、  
 2,161,000円)

(略)

(2)加算分

ア 送迎対応を行う看護師等雇上費 1か所当たり年額 5,400,000円  
 イ 送迎経費 1か所当たり年額 3,600,000円  
 ウ 研修参加費用 職員1人当たり年額 10,000円

4 非施設型(訪問型)(児童1人当たり年額) 6,909,000円  
 (ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、  
 3,454,000円)

病児  
 保育  
 (特定)

1 低所得者減免分加算(病児対応型)  
 (略)

病児保  
 育事業  
 の実施

(1)基本分 1か所当たり年額 2,006,000円  
 (2)加算分

ア 年間延べ利用児童数に応じた加算

年間延べ利用児童数	基準額 (1か所あたり年額)
10人以上50人未満	401,000円
50人以上200人未満	2,207,000円
200人以上400人未満	3,109,000円
400人以上600人未満	5,015,000円
600人以上800人未満	6,820,000円
800人以上1,000人未満	8,726,000円
1,000人以上1,200人未満	10,632,000円
1,200人以上1,400人未満	12,538,000円
1,400人以上1,600人未満	14,443,000円
1,600人以上1,800人未満	16,349,000円
1,800人以上2,000人未満	18,255,000円
2,000人以上	20,160,000円

イ 送迎対応を行う看護師等雇上費 1か所当たり年額 5,400,000円  
 ウ 送迎経費 1か所当たり年額 3,600,000円  
 エ 研修参加費用 職員1人当たり年額 10,000円

(3)普及定着促進費(開設準備経費)  
 ア 改修費等 1か所当たり 4,000,000円  
 イ 礼金及び賃借料(開設前月分) 1か所当たり 600,000円

ア及びイとも平成28年度に支払われたものに限る。

3 体調不良児対応型  
 (1)基本分 1か所当たり年額 4,310,000円  
 (ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、  
 2,150,000円)

(略)

(2)加算分

ア 送迎対応を行う看護師等雇上費 1か所当たり年額 5,400,000円  
 イ 送迎経費 1か所当たり年額 3,600,000円  
 ウ 研修参加費用 職員1人当たり年額 10,000円

4 非施設型(訪問型)(児童1人当たり年額) 6,882,000円  
 (ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、  
 3,441,000円)

病児  
 保育  
 (特定)

1 低所得者減免分加算(病児対応型)  
 (略)

病児保  
 育事業  
 の実施

改正				現行			
	分・低所得者減免分加算	2 低所得者減免分加算(病後児対応型) (略)	に必要な経費		分・低所得者減免分加算	2 低所得者減免分加算(病後児対応型) (略)	に必要な経費
	病児保育事業(一般分)	1 病児対応型 改善分(1か所当たり年額) 利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施した場合に次の額を加算 2,423,000円 2 病後児対応型 改善分(1か所当たり年額) 利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施した場合に次の額を加算 2,012,000円 3 体調不良児対応型(1か所当たり年額) 4,323,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、2,161,000円)  (略)	病児保育事業の実施に必要な経費		病児保育事業(一般分)	1 病児対応型 改善分(1か所当たり年額) 利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施した場合に次の額を加算 2,417,000円 2 病後児対応型 改善分(1か所当たり年額) 利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施した場合に次の額を加算 2,006,000円 3 体調不良児対応型(1か所当たり年額) 4,310,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、2,150,000円)  (略)	病児保育事業の実施に必要な経費
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	1 運営費(1市町村当たり年額) (1)基本事業 ア 基本分 (略) イ 加算分 (ア)支部の設置か所数に応じた加算(政令指定都市に限る) ・10か所以上 10,100,000円 ・10か所未満 支部数×1,000,000円 (イ) (略) (ウ) 土日実施加算 1,800,000円  土曜日、日曜日又は祝日に、以下の 及び を 合わせて年間30回以上実施する場合に適用。  会員登録を行うための事業説明会 アドバイザー等の立ち会いによる利用会員と提供 会員との事前顔合わせ  (2) (略) (3) (略) 2 開設準備経費(1か所当たり年額) (1)改修費等 4,000,000円 (2)礼金及び賃借料(開設前月分) 600,000円	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の実施に必要な経費	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	1 運営費(1市町村当たり年額) (1)基本事業 ア 基本分 (略) イ 加算分 (ア)支部の設置か所数に応じた加算 ・10か所以上 10,100,000円 ・10か所未満 支部数×1,000,000円 (イ) (略)  (2) (略) (3) (略) 2 開設準備経費(1か所当たり年額) (1)改修費等 4,000,000円 (2)礼金及び賃借料(開設前月分) 600,000円	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の実施に必要な経費

改正	現行										
<table border="1"><tr><td data-bbox="160 218 255 289"></td><td data-bbox="255 218 350 289"></td><td data-bbox="350 218 1187 289">(1)(2)とも平成29年度に支払われたものに限る。</td><td data-bbox="1187 218 1299 289"></td><td data-bbox="1299 218 1421 289"></td></tr></table>			(1)(2)とも平成29年度に支払われたものに限る。			<table border="1"><tr><td data-bbox="1525 218 1620 289"></td><td data-bbox="1620 218 1715 289"></td><td data-bbox="1715 218 2552 289">(1)(2)とも平成28年度に支払われたものに限る。</td><td data-bbox="2552 218 2665 289"></td><td data-bbox="2665 218 2786 289"></td></tr></table>			(1)(2)とも平成28年度に支払われたものに限る。		
		(1)(2)とも平成29年度に支払われたものに限る。									
		(1)(2)とも平成28年度に支払われたものに限る。									

〔改正後全文〕

府子本第474号  
平成28年7月20日  
第一次改正 府子本第281号  
平成29年4月18日

各 都道府県知事 殿

内閣総理大臣  
(公印省略)

子ども・子育て支援交付金の交付について

標記の交付金については、別紙「子ども・子育て支援交付金交付要綱」により行うこととし、平成28年4月1日から適用することとしたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内市町村（特別区を含む。）に対してこの旨通知されたい。

## 別紙

### 子ども・子育て支援交付金交付要綱

#### (通則)

第1条 子ども・子育て支援交付金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

#### (交付の目的)

第2条 この交付金は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条の規定に基づき市町村（特別区を含む。以下同じ。）が策定する市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）に基づく措置のうち、同法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業に要する経費に充てるため交付することにより、子ども・子育て支援の着実な推進を図ることを目的とする。

#### (交付の対象)

第3条 この交付金の交付の対象（以下「交付対象事業」という。）は、事業計画に基づいて実施される次の事業とする。

##### (1) 利用者支援事業

「利用者支援事業の実施について」（平成27年5月21日府子本第83号、27文科初第270号、雇児発0521第1号）の別紙に定める利用者支援事業

##### (2) 延長保育事業

「延長保育事業の実施について」（平成27年7月17日雇児発0717第10号）の別紙に定める延長保育事業

##### (3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

「実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施について」（平成27年7月17日府子本第81号、27文科初第240号、雇児発0717第5号）の別紙に定める実費徴収に係る補足給付を行う事業

##### (4) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

「多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施について」（平成27年7月17日府子本第88号、27文科初第239号、雇児発0717第6号）の別紙に定める多様な事業者の参入促進・能力活用事業

##### (5) 放課後児童健全育成事業

「放課後児童健全育成事業の実施について」（平成27年5月21日雇児発0521第8号）の別紙に定める放課後児童健全育成事業

(6) 子育て短期支援事業

「子育て短期支援事業の実施について」(平成26年5月29日雇児発0529第14号)の別紙に定める子育て短期支援事業

(7) 乳児家庭全戸訪問事業

「乳児家庭全戸訪問事業の実施について」(平成26年5月29日雇児発0529第32号)の別紙に定める乳児家庭全戸訪問事業

(8) 養育支援訪問事業

「養育支援訪問事業の実施について」(平成26年5月29日雇児発0529第33号)の別紙に定める養育支援訪問事業

(9) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業の実施について」(平成26年5月29日雇児発0529第34号)の別紙に定める子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

(10) 地域子育て支援拠点事業

「地域子育て支援拠点事業の実施について」(平成26年5月29日雇児発0529第18号)の別紙に定める地域子育て支援拠点事業

(11) 一時預かり事業

「一時預かり事業の実施について」(平成27年7月17日27文科初第238号、雇児発0717第11号)の別紙に定める一時預かり事業

(12) 病児保育事業

「病児保育事業の実施について」(平成27年7月17日雇児発0717第12号)の別紙に定める病児保育事業

(13) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

「子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の実施について」(平成26年5月29日雇児発0529第17号)の別紙に定める子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

(交付額の算定方法)

第4条 この交付金の交付額は、別紙の第2欄に定める区分ごとに、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された区分ごとの合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 第2欄の各区分ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) 第2欄の各区分ごとに、(1)により選定された額に第5欄に定める国の負担割合を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(交付の条件)

第5条 この交付金の交付の決定には次の条件が付されるものとする。

(1) 交付対象事業に要する経費については、別紙様式2の別表1及び別紙様式4にお

ける「特定分」、「一般分」及び「その他分」の区分を超えて配分の変更を行うことはできない。

- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により、内閣総理大臣が別に定める期間を経過するまで、内閣総理大臣の承認を受けずに、この交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 内閣総理大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に返納させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式8により速やかに内閣総理大臣に報告しなければならない。なお、交付対象事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は支社、支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、内閣総理大臣は報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (8) この交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつこれらを交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。  
ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により内閣総理大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (9) 市町村は、市町村以外の者が行う交付対象事業に対して、この交付金をその財源の一部とする補助金等を交付する場合には、間接補助事業者に対して(1)から(8)までに掲げる条件を付さなければならない。

この場合において、(2)、(3)、(4)、(5)、(7)及び(8)中「内閣総理大臣」とあるのは「市町村長」と、(5)及び(7)中「国庫」とあるのは「市町村」と、(4)及び(8)中「交付金」とあるのは「補助金等」と読み替えるものとする。

(申請手続)

第6条 この交付金の交付の申請は、次により行うものとする。

- (1) 市町村長は、別紙様式2による申請書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出するものとする。
- (2) 都道府県知事は、市町村から(1)の申請書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめの上、別紙様式3と併せて別に定める日までに内閣総理大臣に提出するものとする。

(変更交付申請)

第7条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、前条に定める申請手続に従い、別に定める日までにを行うものとする。

(交付決定)

第8条 国は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定又は決定の変更を行うものとする。

- 2 都道府県知事は内閣総理大臣の交付決定又は決定の変更があったときは、市町村に対し別紙様式4により、速やかに決定内容及びこれに付された条件を通知すること。
- 3 市町村は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を内閣総理大臣に提出しなければならない。

(交付金の概算払)

第9条 内閣総理大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

第10条 この交付金の事業実績の報告は、次により行うものとする。

- (1) 市町村長は、毎年4月10日(第5条の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日)までに別紙様式5による報告書を都道府県知事に提出するものとする。
- (2) 都道府県知事は、市町村から(1)の報告書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめの上、別紙様式6と併せて毎年4月末日までに内閣総理大臣に提出するものとする。

(額の確定)

第11条 都道府県知事は内閣総理大臣の確定通知があったときは、市町村に対し別紙様式7により、速やかに確定の通知を行うこと。

(交付金の返還)

第12条 内閣総理大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

第13条 特別の事情により、第4条、第6条、第7条及び第10条に定める算定方法又は手続によることができない場合には、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。



※ 従来より市町村保健センター等で勤務している保健師等が従事する場合など、人件費が地方財政措置や、他の交付金や補助金等から交付されている場合については対象としない。

2 開設準備経費（改修費等）

- (1) 基本型及び特定型 1か所当たり 4,000,000円  
 (2) 母子保健型 1か所当たり 4,000,000円

※ (1)(2)とも平成29年度に支払われたものに限る。

延長保  
育事業

延長保  
育事業

1 一般型

(1) 保育短時間認定（在籍児童1人当たり年額）

ア 保育所及び認定こども園並びに事業所内保育事業（定員20人以上）

延長時間区分	
1時間	18,100円
2時間	36,100円
3時間	54,200円

イ 小規模保育事業

延長時間区分	A型・B型	C型
1時間	10,200円	12,900円
2時間	20,300円	25,700円
3時間	30,500円	38,600円

ウ 事業所内保育事業（定員19人以下）

延長時間区分	
1時間	9,400円
2時間	18,700円
3時間	28,100円

エ 家庭的保育事業

延長時間区分	
1時間	64,400円
2時間	128,700円
3時間	193,100円

(2) 保育標準時間認定（1事業当たり年額）

ア 保育所及び認定こども園

延長保  
育事業の  
実施に必  
要な経費

延長時間区分	
30分	300,000円
1時間	1,342,000円
2～3時間	2,190,000円
4～5時間	4,767,000円
6時間以上	5,524,000円

イ 小規模保育事業

	延長時間区分	A型	B型	C型
自園調理等	30分	300,000円	300,000円	300,000円
	1時間	1,045,000円	1,034,000円	944,000円
	2～3時間	1,315,000円	1,287,000円	1,197,000円
	4～5時間	3,670,000円	3,619,000円	3,474,000円
	6時間以上	4,205,000円	4,132,000円	3,987,000円
その他	30分	300,000円	300,000円	300,000円
	1時間	999,000円	988,000円	898,000円
	2～3時間	1,166,000円	1,138,000円	1,048,000円
	4～5時間	3,071,000円	3,020,000円	2,876,000円
	6時間以上	3,407,000円	3,334,000円	3,190,000円

※ 「自園調理等」は、食事について、事業所内で調理する方法により提供する事業所及び連携施設又は給食搬入施設から食事を調理・搬入して提供する事業所に適用（ウ及びエにおいて同じ）

ウ 事業所内保育事業

	延長時間区分	定員20人以上	定員19人以下	
			A型	B型
自園調理等	30分	276,000円	276,000円	276,000円
	1時間	1,234,000円	962,000円	951,000円
	2～3時間	2,015,000円	1,210,000円	1,184,000円
	4～5時間	4,385,000円	3,376,000円	3,329,000円
	6時間以上	5,082,000円	3,868,000円	3,801,000円
その他	30分	276,000円	276,000円	276,000円
	1時間	1,021,000円	919,000円	909,000円
	2～3時間	1,328,000円	1,072,000円	1,047,000円
	4～5時間	3,285,000円	2,825,000円	2,779,000円
	6時間以上	3,798,000円	3,134,000円	3,067,000円

エ 家庭的保育事業

	延長時間区分	利用定員4人以上	利用定員3人以下
自 園	30分	200,000円	150,000円
	1時間	414,000円	215,000円
調 理 等	2～3時間	748,000円	399,000円
	4～5時間	1,967,000円	1,362,000円
	6時間以上	3,309,000円	2,447,000円
そ の 他	30分	200,000円	150,000円
	1時間	399,000円	200,000円
	2～3時間	699,000円	349,000円
	4～5時間	1,469,000円	863,000円
	6時間以上	2,611,000円	1,748,000円

2 訪問型

(1) 保育短時間認定（児童1人当たり年額）

ア 居宅訪問型

延長時間区分	
1時間	193,100円
2時間	386,300円
3時間	579,400円

イ その他（保育所等の施設で利用児童が1名となった場合）

延長時間区分	
1時間	193,100円
2時間	300,000円
3時間	300,000円

(2) 保育標準時間認定（1事業当たり年額）

ア 居宅訪問型

延長時間区分	
30分	150,000円
1時間	200,000円
2～3時間	349,000円
4～5時間	606,000円
6時間以上	862,000円

イ その他（保育所等の施設で利用児童が1名となった場合）

延長時間区分	

30分	150,000円
1時間	200,000円
2時間以上	300,000円

※ 1及び2ともに事業期間が6か月未満の施設にあつては、該当する1人（1事業）当たり年額に2分の1を乗じて得た額を基準額とする。

実費徴収に係る補足給付を行う事業	実費徴収に係る補足給付を行う事業	<p>1 給食費（副食材料費） 生活保護世帯等に属する児童（※）1人当たり月額 4,500円 ※ 1号認定に限る</p> <p>2 教材費・行事費等（給食費以外） 生活保護世帯等に属する児童1人当たり月額 2,500円</p>	実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施に必要な経費
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	<p>1 新規参入施設等への巡回支援 1施設当たり年額 400,000円</p> <p>2 認定こども園特別支援教育・保育経費 対象障害児1人当たり月額 65,300円</p>	多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施に必要な経費
放課後児童健全育成事業	放課後児童健全育成事業(特定分)	<p>1 放課後児童健全育成事業 (1) 年間開所日数250日以上放課後児童健全育成事業所</p> <p>ア 基本額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>(ア) 構成する児童の数が1～19人の支援の単位 2,238,000円－(19人－支援の単位を構成する児童の数) ×27,000円</p> <p>(イ) 構成する児童の数が20～35人の支援の単位 4,306,000円－(36人－支援の単位を構成する児童の数) ×25,000円</p> <p>(ウ) 構成する児童の数が36～45人の支援の単位 4,306,000円</p> <p>(エ) 構成する児童の数が46～70人の支援の単位 4,306,000円－(支援の単位を構成する児童の数－45人) ×53,000円</p> <p>(オ) 構成する児童の数が71人以上の支援の単位 2,917,000円</p>	局長通知別添1の放課後児童健全育成事業の実施に必要な経費（飲食物費を除く。）

イ 開所日数加算額（1支援の単位当たり年額）  
（年間開所日数－250日）×17,000円  
（1日8時間以上開所する場合）

ウ 長期休暇支援加算額（1支援の単位当たり年額）  
長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合  
（上記要件に該当する開所日数）×17,000円

エ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額）  
（ア）平日分（1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合）  
「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均  
時間数×378,000円

（イ）長期休暇等分（1日8時間を超えて開所する場合）  
「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × 170,000円

（2）年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所（特例分）

ア 基本額（1支援の単位当たり年額）  
（ア）構成する児童の数が20人以上の支援の単位 2,847,000円  
（イ）構成する児童の数が1～19人の施設 1,637,000円

イ 長期休暇支援加算額（1支援の単位当たり年額）  
長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合  
（上記要件に該当する開所日数）×17,000円

ウ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額）  
平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」  
の年間平均時間数 × 378,000円

※ 構成する児童の数が10人未満の支援の単位に対する補助に  
ついては以下のいずれかに該当する場合のみ行う。

- ・山間地、漁業集落、へき地及び離島で実施している場合
- ・上記のほか、当該放課後児童健全育成事業を実施する必要があると厚生労働大臣が認める場合

※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。

<p>2 放課後子ども環境整備事業（1事業所当たり年額）</p> <p>(1) 放課後児童クラブ設置促進事業</p> <p>ア 「放課後児童健全育成事業の実施について」（平成27年5月21日雇児発0521第8号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下本項目において「局長通知」という。）別添2の3（1）③に定める事業を実施する場合 13,000,000円</p> <p>イ 開所準備経費（礼金及び賃借料（開所前月分）。以下本項目において同じ。）を含まない場合（アを除く） 12,000,000円</p> <p>ウ 開所準備経費を含む場合（アを除く） 12,600,000円</p> <p>(2) 放課後児童クラブ環境改善事業</p> <p>ア 局長通知別添2の3（2）③及び④に定める事業を実施する場合</p> <p>(ア) 小学校の余裕教室を活用して放課後児童健全育成事業所を設置するとともに放課後子供教室と一体的に実施する場合 2,000,000円</p> <p>(イ) 幼稚園、認定こども園等を活用する場合 5,000,000円</p> <p>イ 開所準備経費を含まない場合（アを除く） 1,000,000円</p> <p>ウ 開所準備経費を含む場合（アを除く） 1,600,000円</p> <p>(3) 放課後児童クラブ障害児受入促進事業 1,000,000円</p> <p>(4) 倉庫設備整備事業 3,000,000円</p> <p>※ 開所準備経費については平成29年度に支払われたものに限る。</p>	<p>放課後子ども環境整備事業の実施に必要な経費</p>
<p>3 放課後児童クラブ支援事業（1支援の単位当たり年額）</p> <p>(1) 障害児受入推進事業 1,796,000円</p> <p>(2) 放課後児童クラブ運営支援事業</p> <p>ア 賃借料補助 2,996,000円</p>	<p>放課後児童クラブ支援事業の実施に必要な経費</p>

	<p>イ 移転関連費用補助 2,500,000円 費</p> <p>ウ 土地借料補助 6,100,000円</p> <p>(3) 放課後児童クラブ送迎支援事業 466,000円</p> <p>※ (2) のイ及びウを除き事業実施月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て)とする。</p>	
放課後児童健全育成事業(一般分)	<p>1 放課後児童支援員等処遇改善等事業(1支援の単位当たり年額)</p> <p>(1) 家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に従事する職員を配置 1,541,000円</p> <p>(2) (1)の「家庭、学校等との連絡及び情報交換等」に加え、地域との連携・協力等の育成支援に従事する常勤職員を配置 2,904,000円</p> <p>※ 事業実施月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て)とする。</p>	放課後児童支援員等処遇改善等事業の実施に必要な経費(給料、職員手当(時間外勤務手当、期末勤勉手当、通勤手当)、共済費(社会保険料)、賃金、委託料及び補助金)
	<p>2 障害児受入強化推進事業(1支援の単位当たり年額)</p> <p>(1) 障害児を3人以上受け入れる場合 1,796,000円</p> <p>(2) 医療的ケア児を受け入れる場合 3,847,000円</p> <p>※ 事業実施月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て)とする。</p>	障害児受入強化推進事業の実施に必要な経費

		<p>3 小規模放課後児童クラブ支援事業</p> <p>1 支援の単位当たり年額 559,000円</p> <p>※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。</p>	<p>小規模放課後児童クラブ支援事業の実施に必要な経費</p>
放課後児童健全育成事業(その他)	放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業	<p>1 支援の単位当たり年額（1）～（3）の合計額</p> <p>（1）放課後児童支援員を配置 対象職員1人当たり 124,000円</p> <p>（2）概ね経験年数5年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を受講した者を配置 対象職員1人当たり 248,000円</p> <p>（3）（2）の条件を満たす概ね経験年数10年以上の放課後児童支援員で、事業所長（マネジメント）的立場にある者を配置 対象職員1人当たり 372,000円</p> <p>※ 1支援の単位あたりの基準額は、868,000円を上限とする。</p> <p>※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。</p>	<p>放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の実施に必要な経費（給料、職員手当（時間外勤務手当、期末勤勉手当、通勤手当）、共済費（社会保険料）、賃金、委託料及び補助金）</p>
子育て短期支援事業	子育て短期支援事業	<p>1 運営費</p> <p>（1）短期入所生活援助（ショートステイ）事業</p> <p>ア 2歳未満児、慢性疾患児 年間延べ日数 × 8,630円</p> <p>イ 2歳以上児 年間延べ日数 × 4,720円</p> <p>ウ 緊急一時保護の母親 年間延べ日数 × 1,200円</p> <p>（2）夜間養護等（トワイライトステイ）事業</p> <p>ア 夜間養護事業</p> <p>（ア）基本分 年間延べ日数 × 900円</p>	<p>子育て短期支援事業の実施に必要な経費</p>

		<p>(イ) 宿泊分 年間延べ日数 × 900円  イ 休日預かり事業 年間延べ日数 × 2,010円  ウ 児童の送迎の実施 箇所数 × 61,710円</p> <p>2 開設準備経費（改修費等） 4,000,000円</p> <p>※ 平成29年度に支払われたものに限る。  ※ 実施施設が「次世代育成支援対策施設整備交付金」による整備時に「子育て短期支援事業のための居室等整備加算」を適用した場合は開設準備経費は算定できない。</p>	
乳児家庭全戸訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業	<p>1 支援が必要な家庭に対して次の(1)(2)の対応をいずれも実施している市町村  (1) ケース対応会議の開催  (2) 養育支援訪問事業において、以下に掲げる事業をいずれも実施している市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 育児・家事援助</li> <li>・ 専門的相談支援</li> </ul> <p>乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問数 × 8,000円</p> <p>2 1以外の市町村  乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問数 × 6,000円</p>	乳児家庭全戸訪問事業の実施に必要な経費
養育支援訪問事業	養育支援訪問事業	<p>1 育児家事援助の実施 訪問数 × 6,000円</p> <p>2 専門的相談支援の実施 訪問数 × 8,000円</p> <p>3 分娩に関わった産科医療機関の助産師等による訪問支援の実施 訪問数 × 10,000円</p> <p>4 育児家事援助を民間団体へ委託する際に運営に必要な事務費  1市町村当たり 564,000円</p>	養育支援訪問事業の実施に必要な経費
子どもを守る地域ネットワーク	子どもを守る地域ネットワーク	<p>1 調整機関職員の専門性強化を図るための取組  (1) 児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）の受講  受講人数 × 80,000円</p>	子どもを守る地域ネットワーク

<p>ネットワーク機能強化事業</p>	<p>ネットワーク機能強化事業</p>	<p>(2) 更に児童虐待への専門性を向上させるための研修の受講  <span style="float: right;">受講人数 × 80,000円</span></p> <p>2 地域ネットワーク関係機関の連携強化を図るための取組  <span style="float: right;">1 市町村当たり 3,000,000円</span></p> <p>3 地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組  <span style="float: right;">1 市町村当たり 660,000円</span></p> <p>4 地域ネットワークと訪問事業等との連携を図る取組  (1) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業実施要綱の3(4)①の取組のみを実施している場合  <span style="float: right;">1 市町村当たり 720,000円</span></p> <p>(2) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業実施要綱の3(4)①及び②の取組を実施している場合  <span style="float: right;">1 市町村当たり 2,520,000円</span></p> <p>5 地域住民への周知を図る取組 1 市町村当たり 640,000円</p>	<p>ネットワーク機能強化事業の実施に必要な経費</p>
<p>地域子育て支援拠点事業</p>	<p>地域子育て支援拠点事業</p>	<p>1 運営費(1か所当たり年額)</p> <p>(1) 一般型</p> <p>ア 基本分</p> <p>(ア)3~4日型</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常勤職員又は非常勤職員を合計3名以上配置する場合  <span style="float: right;">5,114,000円</span></li> <li>・常勤職員又は非常勤職員を合計2名配置する場合  <span style="float: right;">3,785,000円</span></li> </ul> <p>(イ)5日型</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常勤職員を配置する場合  <span style="float: right;">7,842,000円</span></li> <li>・非常勤職員のみを配置する場合  <span style="float: right;">4,640,000円</span></li> </ul> <p>(ウ)6~7日型</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常勤職員を配置する場合  <span style="float: right;">8,364,000円</span></li> <li>・非常勤職員のみを配置する場合  <span style="float: right;">5,493,000円</span></li> </ul> <p>※ (イ)及び(ウ)について、「平成24年度子育て支援交付金の交付対象事業について」1(5)③センター型(経過措置(小規模型指定施設)の場合を除く)として実施し、引き続き同様の事業形態を維持している場合は、『常勤職員』を配置した場合の補助基準額を適</p>	<p>地域子育て支援拠点事業の実施に必要な経費</p>

用することができるものとする。

イ 加算分

(ア)子育て支援活動の展開を図る取組

3～4日型 1,379,000円

5日型 3,253,000円

6～7日型 2,920,000円

(イ)地域支援 1,385,000円

(2) 出張ひろば 1,414,000円

(3) 小規模型指定施設

ア 基本分 2,740,000円

イ 加算分 1,370,000円

(4) 連携型

ア 基本分

3～4日型 1,799,000円

5～7日型 2,793,000円

イ 加算分 460,000円

2 開設準備経費（1か所当たり年額）

(1) 改修費等 1か所当たり 4,000,000円

(2) 礼金及び賃借料（開設前月分）1か所当たり 600,000円

※ (1)(2)とも平成29年度に支払われたものに限る。

一時預  
かり事  
業

一時預  
かり事  
業

1 運営費

(1) 一般型

ア 特別利用保育等対象以外の児童（1か所当たり年額）

(ア) 基本分

① 保育従事者がすべて保育士又は1日当たり平均利用児童数概ね3人以下の施設において保育士とみなされた家庭的保育者と同等の研修を修了した者の場合。

年間延べ利用児童数	基準額
300人未満	1,507,000円
300人以上900人未満	1,650,000円
900人以上1,500人未満	2,970,000円
1,500人以上2,100人未満	4,290,000円

一時預  
かり事  
業の  
実施に  
必要  
な費  
用

2,100人以上2,700人未満	5,610,000円
2,700人以上3,300人未満	6,930,000円
3,300人以上3,900人未満	8,250,000円
3,900人以上	9,570,000円

※特別利用保育等対象児童を除く

② ①以外（地域密着Ⅱ型を含む）の場合

年間延べ利用児童数	基準額
300人未満	1,345,000円
300人以上900人未満	1,580,000円
900人以上1,500人未満	2,840,000円
1,500人以上2,100人未満	4,100,000円
2,100人以上2,700人未満	5,360,000円
2,700人以上3,300人未満	6,620,000円
3,300人以上3,900人未満	7,880,000円
3,900人以上	9,140,000円

※特別利用保育等対象児童を除く

(イ) 基幹型施設加算 1,020,000円

イ 特別利用保育等対象児童（児童1人当たり日額）

（子ども・子育て支援法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育の提供を受ける児童及び第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育の提供を受ける児童。）

- (ア) 平日分 400円
- (イ) 長期休業日（8時間未満） 400円
- (ウ) 長期休業日（8時間以上） 800円
- (エ) 休日分（土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用） 800円

(オ) 長時間加算

（(ア)(イ)については4時間（又は特別利用保育等として提供される時間との合計が8時間）、(ウ)(エ)については8時間を超えた利用）

- ・ 超えた利用時間が2時間未満 100円
- ・ 超えた利用時間が2時間以上3時間未満 200円
- ・ 超えた利用時間が3時間以上 300円

ウ 緊急一時預かり対象児童（児童1人当たり日額）

4,300円

(2) 幼稚園型 (児童1人当たり日額)

ア 在籍園児分

(ア) 基本分(平日の教育時間前後や長期休業日の利用)

I 年間延べ利用児童数2,000人超の施設

① 平日	400円
② 長期休業日 (8時間未満)	400円
③ 長期休業日 (8時間以上)	800円

II 年間延べ利用児童数2,000人以下の施設

① 平日	(1,600,000円 ÷ 年間延べ利用児童数) - 400円 (10円未満切り捨て)
② 長期休業日 (8時間未満)	400円
③ 長期休業日 (8時間以上)	800円

(イ) 休日分(土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用)

800円

(ウ) 長時間加算

((ア) I ①②及び(ア) II ①②については4時間 (又は教育時間との合計が8時間)、(ア) I ③、(ア) II ③及び(イ)については8時間を超えた利用)

・ 超えた利用時間が2時間未満	100円
・ 超えた利用時間が2時間以上3時間未満	200円
・ 超えた利用時間が3時間以上	300円

イ 在籍園児以外の児童分

(ア) 基本分 800円

(イ) 長時間加算 (8時間を超えた利用)

・ 超えた利用時間が2時間未満	100円
・ 超えた利用時間が2時間以上3時間未満	200円
・ 超えた利用時間が3時間以上	300円

※ 公費支援の総額 (1施設当たり年額) は、9,570,000円を上限額とする (なお、待機児童の受け入れ促進に資する措置 (ア(ア) I ③、ア(ア) II ③、ア(ウ)及びイ(イ)に係る基準額) を適用したことにより、9,570,000円を超えた場合は、この限りでない)。

(3) 余裕活用型 (児童1人当たり日額)

2,200円

(4) 居宅訪問型 (児童1人当たり日額)

ア イの緊急一時預かり対象児童以外の児童

利用時間4時間以上 8,600円

利用時間4時間未満 4,300円

イ 緊急一時預かり対象児童

利用時間4時間以上 11,000円

利用時間4時間未満 5,500円

2 開設準備経費 (1か所当たり年額)

(1) 改修費等 4,000,000円

(2) 礼金及び賃借料 (開設前月分) 600,000円

※ (1)(2)とも平成29年度に支払われたものに限る。

※ (2)は一般型に限る。

病児保  
育事業

病児保  
育事業  
(特定  
分・事  
業費)

1 病児対応型

(1) 基本分 1か所当たり年額 2,423,000円

(2) 加算分

ア 年間延べ利用児童数に応じた加算

年間延べ利用児童数	基準額 (1か所当たり年額)
10人以上50人未満	505,000円
50人以上200人未満	2,525,000円
200人以上400人未満	4,291,000円
400人以上600人未満	6,310,000円
600人以上800人未満	7,824,000円
800人以上1,000人未満	9,844,000円
1,000人以上1,200人未満	11,863,000円
1,200人以上1,400人未満	13,882,000円
1,400人以上1,600人未満	15,901,000円
1,600人以上1,800人未満	17,920,000円
1,800人以上2,000人未満	19,940,000円
2,000人以上	21,959,000円

イ 送迎対応を行う看護師等雇上費

1か所当たり年額 5,400,000円

ウ 送迎経費 1か所当たり年額 3,600,000円

病児保  
育事業の  
実施に必  
要な経費

エ 研修参加費用 職員 1 人当たり年額 10,000円

(3) 普及定着促進費（開設準備経費）

ア 改修費等 1 か所当たり 4,000,000円

イ 礼金及び賃借料（開設前月分） 1 か所当たり 600,000円

※ ア及びイとも平成29年度に支払われたものに限る。

2 病後児対応型

(1) 基本分 1 か所当たり年額 2,012,000円

(2) 加算分

ア 年間延べ利用児童数に応じた加算

年間延べ利用児童数	基準額 (1 か所当たり年額)
10人以上50人未満	402,000円
50人以上200人未満	2,214,000円
200人以上400人未満	3,118,000円
400人以上600人未満	5,030,000円
600人以上800人未満	6,840,000円
800人以上1,000人未満	8,752,000円
1,000人以上1,200人未満	10,664,000円
1,200人以上1,400人未満	12,576,000円
1,400人以上1,600人未満	14,486,000円
1,600人以上1,800人未満	16,398,000円
1,800人以上2,000人未満	18,310,000円
2,000人以上	20,220,000円

イ 送迎対応を行う看護師等雇上費

1 か所当たり年額 5,400,000円

ウ 送迎経費 1 か所当たり年額 3,600,000円

エ 研修参加費用 職員 1 人当たり年額 10,000円

(3) 普及定着促進費（開設準備経費）

ア 改修費等 1 か所当たり 4,000,000円

イ 礼金及び賃借料（開設前月分） 1 か所当たり 600,000円

※ ア及びイとも平成29年度に支払われたものに限る。

3 体調不良児対応型

(1) 基本分 1 か所当たり年額 4,323,000円

(ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、

	<p style="text-align: center;">2,161,000円)</p> <p>※ 平成26年度以前から実施する施設、または平成27年度以降新規開設し看護師等を2名以上配置して実施する施設の場合</p> <p>(2) 加算分</p> <p>ア 送迎対応を行う看護師等雇上費</p> <p style="padding-left: 40px;">1 か所当たり年額 5,400,000円</p> <p>イ 送迎経費 1 か所当たり年額 3,600,000円</p> <p>ウ 研修参加費用 職員1人当たり年額 10,000円</p> <p>4 非施設型(訪問型)(1か所当たり年額) 6,909,000円</p> <p style="padding-left: 40px;">(ただし、実施期間が6か月未満の施設にあつては、3,454,000円)</p>	
<p>病児保育(特定分・低所得者減加分加算)</p>	<p>1. 低所得者減免分加算(病児対応型)</p> <p>(1) 生活保護法による被保護者世帯</p> <p style="padding-left: 40px;">5,000円 × 年間延利用人員</p> <p>(2) 市区町村民税非課税世帯</p> <p style="padding-left: 40px;">2,500円 × 年間延利用人員</p> <p>※ 市町村民税非課税世帯のうち、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者の属する世帯等、特に困窮していると市町村が認めた世帯の利用に係る加算額については、被保護者世帯と同額とすること。</p> <p>2. 低所得者減免分加算(病後児対応型)</p> <p>(1) 生活保護法による被保護者世帯</p> <p style="padding-left: 40px;">5,000円 × 年間延利用人員</p> <p>(2) 市区町村民税非課税世帯</p> <p style="padding-left: 40px;">2,500円 × 年間延利用人員</p> <p>※ 市町村民税非課税世帯のうち、生活保護法に定める要保護者の属する世帯等、特に困窮していると市町村が認めた世帯の利用に係る加算額については、被保護者世帯と同額とすること。</p>	<p>病児保育事業の実施に必要な経費</p>
<p>病児保育事業(一般分)</p>	<p>1 病児対応型 改善分(1か所当たり年額)</p> <p>利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施した場合に次の額を加算 2,423,000円</p>	<p>病児保育事業の実施に必要な経費</p>

		<p>2 病後児対応型 改善分（1か所当たり年額） 利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施した場合に次の額を加算 2,012,000円</p> <p>3 体調不良児対応型（1か所当たり年額） 4,323,000円 （ただし、事業期間が6か月未満の施設にあつては、2,161,000円）</p> <p>※ 平成27年度以降新規開設し看護師等を1名配置して実施する施設の場合</p>																			
<p>子育て 援助活 動支援 事業（ ファミ リー・ サポー ト・セ ンター 事業）</p>	<p>子育て 援助活 動支援 事業（ ファミ リー・ サポー ト・セ ンター 事業）</p>	<p>1 運営費（1市町村当たり年額）</p> <p>(1) 基本事業</p> <p>ア 基本分</p> <table border="1" data-bbox="470 797 999 1227"> <thead> <tr> <th>会員数</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50人～ 99人</td> <td>1,800,000円</td> </tr> <tr> <td>100人～ 299人</td> <td>2,000,000円</td> </tr> <tr> <td>300人～ 599人</td> <td>2,800,000円</td> </tr> <tr> <td>600人～ 999人</td> <td>4,000,000円</td> </tr> <tr> <td>1,000人～1,499人</td> <td>8,100,000円</td> </tr> <tr> <td>1,500人～1,999人</td> <td>12,100,000円</td> </tr> <tr> <td>2,000人～2,999人</td> <td>16,200,000円</td> </tr> <tr> <td>3,000人以上</td> <td>20,200,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 加算分</p> <p>(ア) 支部の設置か所数に応じた加算(政令指定都市に限る)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・10か所以上 10,100,000円</li> <li>・10か所未満 支部数×1,000,000円</li> </ul> <p>(イ) 24時間以上の講習（ただし、講習内容には「安全・事故」の項目は必ず含むものとする）の実施による加算 360,000円</p> <p>(ウ) 土日実施加算 1,800,000円</p> <p>※ 土曜日、日曜日又は祝日に、以下の①及び②を合わせて年間30回以上実施する場合に適用。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①会員登録を行うための事業説明会</li> <li>②アドバイザー等の立ち会いによる利用会員と提供会員との事前顔合わせ</li> </ul>	会員数	基準額	50人～ 99人	1,800,000円	100人～ 299人	2,000,000円	300人～ 599人	2,800,000円	600人～ 999人	4,000,000円	1,000人～1,499人	8,100,000円	1,500人～1,999人	12,100,000円	2,000人～2,999人	16,200,000円	3,000人以上	20,200,000円	<p>子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の実施に必要な経費</p>
会員数	基準額																				
50人～ 99人	1,800,000円																				
100人～ 299人	2,000,000円																				
300人～ 599人	2,800,000円																				
600人～ 999人	4,000,000円																				
1,000人～1,499人	8,100,000円																				
1,500人～1,999人	12,100,000円																				
2,000人～2,999人	16,200,000円																				
3,000人以上	20,200,000円																				

(2) 病児・緊急対応強化事業

ア 基本分

預かり等の利用件数	基準額
～59件	1,800,000円
60件～119件	2,400,000円
120件～199件	3,800,000円
200件～299件	5,700,000円
300件～399件	7,700,000円
400件～599件	10,500,000円
600件以上	14,500,000円

イ 加算分

(ア) 近隣市町村会員受入 1,000,000円

(イ) 初年度体制整備（事業開始年度に限る） 4,000,000円

(3) ファミリー・サポート・センターにおけるひとり親家庭等の利用支援を実施する場合の加算 400,000円

2 開設準備経費（1市町村当たり年額）

(1) 改修費等 4,000,000円

(2) 礼金及び賃借料（開設前月分） 600,000円

※ (1)(2)とも平成29年度に支払われたものに限る。

平成 年度子ども・子育て支援交付金調書

市町村名 \_\_\_\_\_

国		補助率	地方公共団体								備考
			歳入			歳出					
歳出予算科目	交付決定の額		科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	
	円			円	円		円	円	円	円	

(注)

- 「科目」欄は、国の歳出予算科目の区分に対応する部分まで区分して記載すること。
- 「予算現額」欄は、歳入にあつては当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 「備考」欄は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

別紙様式2 (平成 年度子ども・子育て支援交付金交付申請書)

< 番 号 >  
平成 年 月 日

内閣総理大臣殿

市 町 村 長

印

平成 年度子ども・子育て支援交付金の交付申請について

標記について、次により国庫交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- |   |            |         |   |   |
|---|------------|---------|---|---|
| 1 | 国庫交付金交付申請額 | 特 定 分   | 金 | 円 |
|   |            | 一 般 分   | 金 | 円 |
|   |            | そ の 他 分 | 金 | 円 |
|   |            | 合 計     | 金 | 円 |
- 2 平成 年度子ども・子育て支援交付金所要額調書(別表1)
- 3 平成 年度子ども・子育て支援交付金内訳書(別表2)

(添付資料)

- (1) 当該年度の歳入歳出予算(見込)書、抄本(当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。)
- (2) 市町村子ども・子育て支援事業計画の写しその他参考となる資料

< 番 号 >  
平成 年 月 日

内閣総理大臣殿

都道府県知事

印

平成 年度子ども・子育て支援交付金の交付申請書の提出について

標記について、別添のとおり市町村の申請書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので提出する。

(添付資料)

- 1 平成 年度子ども・子育て支援交付金所要額市町村別内訳表
- 2 平成 年度子ども・子育て支援交付金交付申請書  
市外 市町村分

平成 年度子ども・子育て支援交付金 所要額市町村別内訳表

都道府県名

	市町村名	国庫補助所要額			合計
		特 定 分	一 般 分	その他分	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
合計 (	市町村分)				

平成 年度子ども・子育て支援交付金交付決定通知書

市 町 村

平成 年 月 日<発番>で申請のあった平成29年度子ども・子育て支援交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により次のとおり交付することに決定されたので、同法第8条の規定により通知する。

平成 年 月 日

都 道 府 県 知 事

印

- この交付金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、平成29年度子ども・子育て支援交付金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第3条に規定する事業であり、その内容は平成 年 月 日<発番>申請書記載のとおりである。
  - 事業に要する経費及びこの交付金の額は次のとおりである。  
ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は交付金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。
- |           |         |   |   |
|-----------|---------|---|---|
| 事業に要する経費  | 特 定 分   | 金 | 円 |
|           | 一 般 分   | 金 | 円 |
|           | そ の 他 分 | 金 | 円 |
|           | 合 計     | 金 | 円 |
| 交 付 決 定 額 | 特 定 分   | 金 | 円 |
|           | 一 般 分   | 金 | 円 |
|           | そ の 他 分 | 金 | 円 |
|           | 合 計     | 金 | 円 |
- この交付金の額の決定は交付要綱に定める交付額の算定方法により行われたものである。
  - この交付金は、交付要綱第5条に規定する事項を条件として交付するものとする。
  - 事業に係る実績報告は、交付要綱第10条に定めるところにより行わなければならない。
  - この交付金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とする。

## 平成 年度子ども・子育て支援交付金追加交付決定通知書

市 町 村

平成 年 月 日<発番>で交付決定の通知をした平成 年度子ども・子育て支援交付金については、平成 年 月 日<発番>申請に基づき、決定の内容の一部が次のとおり変更することに決定されたので通知する。

平成 年 月 日

都 道 府 県 知 事

印

- この交付金の交付の対象となる事業、その他は「平成 年度子ども・子育て支援交付金交付決定通知書」の各項によるものである。
- この交付金の額は次のとおりである。

	特 定 分	一 般 分	そ の 他 分
今回交付決定額	金 円	金 円	金 円
前回交付決定額	金 円	金 円	金 円
差引追加額	金 円	金 円	金 円

	合 計
今回交付決定額	金 円
前回交付決定額	金 円
差引追加額	金 円

- この交付金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とする。

別紙様式5 (平成 年度子ども・子育て支援交付金事業実績報告書)

< 番 号 >  
平成 年 月 日

内閣総理大臣殿

市 町 村 長 印

平成 年度子ども・子育て支援交付金の事業実績報告について

標記について、その事業実績を次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 平成 年度子ども・子育て支援交付金精算書(別表1)
- 2 平成 年度子ども・子育て支援交付金精算額調書(別表2)

(添付資料)

- (1) 当該年度の歳入歳出決算書(見込書)抄本
- (2) 市町村子ども・子育て支援事業計画その他参考となる資料

< 番 号 >  
平成 年 月 日

内閣総理大臣殿

都道府県知事

印

平成 年度子ども・子育て支援交付金の事業実績報告書の提出について

平成 年 月 日<発番>により交付された平成29年度子ども・子育て支援交付金について、別添のとおり市町村の事業実績報告書を受領し、その内容を審査した結果適正と認められるので提出する。

(添付資料)

- 1 平成 年度子ども・子育て支援交付金 交付金精算額市町村別内訳表
- 2 平成 年度子ども・子育て支援交付金事業実績報告書  
市外 市町村分

平成 年度子ども・子育て支援交付金 交付金精算額市町村別内訳表

都道府県名 \_\_\_\_\_

	市町村名	交付金(国庫) 所要額				交付金(国庫) 交付決定額				交付金(国庫) 受入済額				返納額
		特 定 分	一 般 分	その他分	合計	特 定 分	一 般 分	その他分	合計	特 定 分	一 般 分	その他分	合計	
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
合計(市町村分)														

「返納額」欄は、返納金がある場合には当該額を、返納金がない場合は「0」を記入すること。

平成 年度子ども・子育て支援交付金 交付額確定通知書

市 町 村

平成 年 月 日<発番>をもって交付決定した平成 年度子ども・子育て支援交付金については、平成 年 月 日<発番>事業実績報告に基づき交付額を以下のとおり確定したので通知する。

(なお、超過交付となった金 円については補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第18条第2項の規定により、平成 年 月 日までに返還することを命ずる。)

( )内は返還がある場合

特 定 分	金	円
一 般 分	金	円
その他分	金	円
合 計	金	円

平成 年 月 日

都 道 府 県 知 事

印

(施行注意)

( )内の字句は返還が生じた市町村においてのみ使用するものとする。

< 番 号 >  
平成 年 月 日

内閣総理大臣殿

市 町 村 長

印

平成 年度消費税及び地方消費税仕入税額控除報告書

平成 年 月 日 < 発番 > により交付決定のあった平成 年度子ども・子育て支援交付金について子ども・子育て支援交付金交付要綱第5条(7)の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条に基づく額の確定額又は事業実績報告額  
金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除額(要国庫補助金等返還相当額)  
金 円

(注) 別添参考となる書類(2の金額の積算内訳等)

事業名	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額 ( - )	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	円	円	円	円	円	円	円	円
<b>. 特定分</b>								
延長保育事業								1/3
放課後児童健全育成事業								1/3
病児保育事業								1/3
事業費合計								1/3
低所得者減免分加算合計								1/3
特定分 計								
<b>. 一般分</b>								
利用者支援事業								1/3
基本型及び特定型								1/3
母子保健型								1/3
実費徴収に係る補足給付を行う事業								1/3
多様な事業者の参入促進・能力活用事業								1/3
新規参入施設等への巡回支援								1/3
認定こども園特別支援教育・保育経費								1/3
放課後児童健全育成事業								1/3
子育て短期支援事業								1/3
短期入所生活援助事業								1/3
夜間養護等事業								1/3
乳児家庭全戸訪問事業								1/3
養育支援訪問事業								1/3
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業								1/3
地域子育て支援拠点事業								1/3
一時預かり事業								1/3
一般型、余裕活用型及び居宅訪問型								1/3
幼稚園型								1/3
病児保育事業								1/3
子育て援助活動支援事業								1/3
一般分 計								
<b>. その他分</b>								
放課後児童健全育成事業								1/3
合 計								

(記入上の注意)

- 欄には、交付要綱の別紙の第3欄に定める基準額を記入すること。
- 欄は 欄、欄及び欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 欄には、欄の額を記入すること。
- 欄には、欄の額に1/3を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

1. 利用者支援事業

類型	か所数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
1. 基本型			
2. 特定型			
小計(1+2)	0	0	0
3. 母子保健型			
合計(1~3)	0	0	0

(記入上の注意)

1. 欄には、「(1)基本型」「(2)特定型」「(3)母子保健型」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

(1)基本型

	名称	実施場所	運営主体	事業実施 月数	事業実施 日数 (週あたり)	事業実施 時間 (1日あたり)	職員の配置			夜間・休日 加算		出張相談 支援	機能強化の ための取組	開設準備 経費	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
							専任職員	補助職員	計	夜間	休日					
1																
2																
3																
4																
5																
計																

(記入上の注意)

1. 欄は、地域子育て支援拠点(一般型)、地域子育て支援拠点(連携型)、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、幼稚園、保健(福祉)センター、公民館、市役所・町役場・村役場、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、専用施設、公共施設( )、その他( )、未定から該当するものを選択すること。

「公共施設」とは、上記に記載した公共施設以外の公共施設をいう。

2. 欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他、未定から該当するものを選択すること。

3. 欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分について切り捨てた値を記入すること。

4. 欄は、夜間・休日加算の単価を適用する場合には「有」を記入すること。

5. 欄は、出張相談支援の単価を適用する場合には「有」を記入すること。

6. 欄は、機能強化のための取組の単価を適用する場合には「有」を記入すること。

7. 欄は、開設準備経費の単価を適用する場合には「有」を記入すること。

(2) 特定型

0～5歳児人口 (H25.10.1、H26.10.1、 H27.10.1又はH28.10.1時点 のいずれが多い方)	実施条件	認可保育所及び幼保連携型認定こども園の定員充足率100%以上
		認可保育所及び幼保連携型認定こども園の数が100以上
		特定市町村又は待機児童50人以上(H27.4.1又はH28.4.1時点)
		緊急対策実施市町村

	名称	実施場所	運営主体	事業実施 月数	事業実施 日数 (週あたり)	事業実施 時間 (1日あたり)	職員の配置			夜間・休日 加算		出張相談 支援	機能強化の ための取組	開設準備 経費	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
							専任職員	補助職員	計	夜間	休日					
1																
2																
3																
4																
5																
計																

(記入上の注意)

- 欄は、1万人未満切上げにより記入すること。
- 欄は、特定型の補助要件として実施要綱に定める要件のうち、満たすものすべてに「」を付すこと。
- 欄は、地域子育て支援拠点(一般型)、地域子育て支援拠点(連携型)、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、幼稚園、保健(福祉)センター、公民館、市役所・町役場・村役場、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、専用施設、公共施設( )、その他( )、未定から該当するものを選択すること。  
「公共施設」とは、上記に記載した公共施設以外の公共施設をいう。
- 欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他、未定から該当するものを選択すること。
- 欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分について切り捨てた値を記入すること。
- 欄は、夜間・休日加算の単価を適用する場合には「有」を記入すること。
- 欄は、出張相談支援の単価を適用する場合には「有」を記入すること。
- 欄は、機能強化のための取組の単価を適用する場合には「有」を記入すること。
- 欄は、開設準備経費の単価を適用する場合には「有」を記入すること。

(3) 母子保健型

	名称	実施場所	運営主体	事業実施 月数	事業実施 日数 (週あたり)	事業実施 時間 (1日あたり)	職員の配置			1市町村 当たり単 価の適用 の有無	開設 準備経費	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額	
							保健師等専門職員		補助職員					計
							(専任)	(兼任)						
1														
2														
3														
計														

(記入上の注意)

- 欄は、地域子育て支援拠点(一般型)、地域子育て支援拠点(連携型)、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、幼稚園、保健(福祉)センター、公民館、市役所・町役場・村役場、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、専用施設、公共施設( )、その他( )、未定から該当するものを選択すること。  
「公共施設」とは、上記に記載した公共施設以外の公共施設をいう。
- 欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他、未定から該当するものを選択すること。
- 欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分を切り捨てた値を記入すること。
- 欄は、「平成27年度において1か所に複数の専任職員を配置して事業を実施し、かつ、引き続き同様の事業形態を維持し」ているものとして、1市町村当たりの単価を適用する場合は「有」、そうでない場合は「無」を記入すること。なお、「有」の場合には、欄は計欄のみ記載すること。
- 欄は、開設準備経費の単価を適用する場合には「有」を記入すること。

2. 延長保育事業

類型	か所数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
1. 一般型(保育短時間認定)			
2. 一般型(保育標準時間認定)			
3. 訪問型(保育短時間認定)			
4. 訪問型(保育標準時間認定)			
合計	0	0	0

(記入上の注意)

- 欄には、「(1)一般型(保育短時間認定)」、「(2)一般型(保育標準時間認定)」、「(3)訪問型(保育短時間認定)」、「(4)訪問型(保育標準時間認定)」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

(1)一般型(保育短時間認定)

	実施施設の名称	実施施設の 類型	事業実施 月数	延長時間		平均対象 児童数	短時間認定 在籍児童数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
				前 後	合 算				
1				前 後	合 算	前 後			
2				前 後	合 算	前 後			
3				前 後	合 算	前 後			
4				前 後	合 算	前 後			
計				前 後	合 算	前 後			

(記入上の注意)

- 欄は、実施施設の類型について、「保育所・認定こども園」「小規模A・B」「小規模C」「事業所内(20人以上)」「事業所内(19人以下)」「家庭的保育」のいずれかを記入すること。
- 欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- 欄は、実施要綱4(1) に基づく延長時間を記入すること。延長時間に端数が生じる場合は、平均対象児童数が1名以上いる時間の合計を「合算」欄に記入すること。(例:前0.5 後0.5 合算1)
- 欄は、実施要綱4(1) に基づく平均対象児童数を記入すること。
- 欄は、各月初日において在籍する短時間認定児童数を平均した数を記入すること。(小数点以下第1位を四捨五入)

(2)一般型(保育標準時間認定)

	実施施設の名称	実施施設の 類型	事業実施 月数	自園 調理等	延長時間	22時以降実施の場合の内訳		平均対象児童数		対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額	
						前 後	前 後	後	前 後			後
1					前 後	前 後	後	前 後	後			
2					前 後	前 後	後	前 後	後			
3					前 後	前 後	後	前 後	後			
4					前 後	前 後	後	前 後	後			
計					前 後	前 後	後	前 後	後			

(記入上の注意)

- 欄は、実施施設の類型について、「保育所・認定こども園」「小規模A」「小規模B」「小規模C」「事業所内(20人以上)」「事業所内(19人以下A)」「事業所内(19人以下B)」「家庭的保育(4人以上)」「家庭的保育(3人以下)」のいずれかを記入すること。
- 欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- 欄は、「自園調理等」「その他」のいずれかを記入すること。
- 欄は、実施要綱4(1) に基づく延長時間を記入すること。
- 欄は、欄において「保育所・認定こども園」または「事業所内(20人以上)」を記入した場合で、22時以降も延長保育を実施する場合に、欄には22時までの延長時間を、欄には22時以降の延長時間を記入した上で、欄にはその合計時間を記入すること。
- 欄は、実施要綱4(1) に基づく平均対象児童数を記入することとし、欄において「保育所・認定こども園」または「事業所内(20人以上)」を記入した場合で、22時以降も延長保育を実施する場合に、欄には22時までの平均対象児童数を、欄には22時以降の平均対象児童数をそれぞれ記入すること。それ以外の実施施設の類型の場合には、欄にのみ記入すること。

(3)訪問型(保育短時間認定)

	実施施設の名称	実施施設の の類型	事業実施 月数	延長時間		年間延べ 利用日数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
				前 後	合 算			
1				前 後	合 算	前 後		
2				前 後	合 算	前 後		
3				前 後	合 算	前 後		
4				前 後	合 算	前 後		
5				前 後	合 算	前 後		
計						前 後		

(記入上の注意)

- 欄は、実施施設の類型について、「居宅訪問型保育」「その他」のいずれかを記入すること。
- 欄は、月中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- 欄は、実施要綱4(2) に基づく延長時間を記入すること。延長時間に端数が生じる場合は、平均対象児童数が1名以上いる時間の合計を「合算」欄に記入すること。(例:前0.5 後0.5 合算1)
- 1事業所で複数の児童を訪問している場合は、児童1名につき1行ずつ記入すること。

(4)訪問型(保育標準時間認定)

	実施施設の名称	実施施設の の類型	事業実施 月数	延長時間		年間延べ 利用日数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
				前 後	前 後			
1				前 後	前 後			
2				前 後	前 後			
3				前 後	前 後			
4				前 後	前 後			
5				前 後	前 後			
計					前 後			

(記入上の注意)

- 欄は、実施施設の類型について、「居宅訪問型保育」「その他」のいずれかを記入すること。
- 欄は、月中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- 欄は、実施要綱4(2) に基づく延長時間を記入すること。

3. 実費徴収に係る補足給付を行う事業

	支給見込							対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額	
	給食費(副食材料費)			教材費・行事費等(給食費以外)						
	か所数	支給児童数 (延月数)			か所数	支給児童数 (延月数)				
		月数	人数	計		月数	人数			計
1号認定										
		小計			小計					
2号認定										
		小計			小計					
3号認定										
		小計			小計					
合計										

(記入上の注意)

- 及び 欄は、支給児童がいる施設数を記入すること。
- ～ 欄及び ～ 欄は、支給した月数毎に行を分けて記載すること(=年度途中から対象となった児童がいる場合等については、行を分けて記載すること。)。必要に応じて適宜行を追加すること。なお、「支給児童数(延月数)」の「合計」欄には、「1号認定」、「2号認定」及び「3号認定」それぞれの「小計」欄の合計を記載すること。

## 別表2

市町村名 \_\_\_\_\_

## 4. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

類型	か所数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
1. 新規参入施設等への巡回支援			
2. 認定こども園特別支援教育・保育経費			
合計			

(記入上の注意)

1. 欄には、「(1)新規参入施設等への巡回支援」「(2)認定こども園特別支援教育・保育経費」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

## (1) 新規参入施設等への巡回支援

	支援対象施設の名称	施設類型	事業実施 月数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
1				/	
2					
3					
4					
5					
計					

(記入上の注意)

- 欄は、支援を行った施設の施設の類型について「保育所」等簡潔に記入すること。
- 欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。

(2) 認定こども園特別支援教育・保育経費

	施設名称	施設類型	対象児童数 (年間延数)	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
1					
2					
3					
4					
5					
計					

(記入上の注意)

- 欄は、以下から該当するものを記入すること。  
ア. 幼保連携型(学校法人立以外)、イ. 幼稚園型(幼稚園部分が学校法人立(学校法人化を予定する園を含む): 接続型)、  
ウ. 幼稚園型(幼稚園部分が学校法人立(学校法人化を予定する園を含む): 並列型)、エ. 幼稚園型(幼稚園部分が学校法人立以外: 単独型)、  
オ. 幼稚園型(幼稚園部分が学校法人立以外: 接続型)、カ. 幼稚園型(幼稚園部分が学校法人立以外: 並列型)、  
キ. 保育所型、ク. 地方裁量型
- 欄は、月毎の対象児童数の年間延数を記入すること。(例: 4月3人、5月4人、6月5人… の場合、3人 + 4人 + 5人 + …の合計値)  
また、月途中開始の場合は、1月未満の部分については切り捨てて記入すること。

別表2

5. 放課後児童健全育成事業

. 特定分

市町村名

区分	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
放課後児童健全育成事業	円	円
放課後子ども環境整備事業	円	円
放課後児童クラブ支援事業	円	円
合計	円	円

(記入上の注意)

1. 各表に記載された数値の合計額と一致すること。

. 一般分

区分	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
放課後児童支援員等処遇改善等事業	円	円
障害児受入強化推進事業	円	円
小規模放課後児童クラブ支援事業	円	円
合計	円	円

(記入上の注意)

1. 各表に記載された数値の合計額と一致すること。

. その他分

区分	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業	円	円
合計	円	円

(記入上の注意)

1. 各表に記載された数値の合計額と一致すること。

別表2

・特定分

(1)放課後児童健全育成事業  
(ア)開所日数250日以上

市町村名

事業者名 (クラブ名)	開所状況							児童の 数	児童の数が10人未 満		分割	新規開所 年月日	途中閉所 年月日	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
	年間開所 日数(a)	開所日数 加算対象 日数 (a)-250	長期休暇 支援加算 対象日数	平日分		長期休暇等分			山間地、 漁業集 落、へき地 及び離島	その他厚 生労働大 臣が認め る場合					
				開所時間	長時間 開所加 算対象 時間数	開所時間	長時間 開所加 算対象 時間数								
1	日	日	日	~	時間	~	時間	人						円	円
2				~		~									
3				~		~									
4				~		~									
5				~		~									
6				~		~									
7				~		~									
8				~		~									
9				~		~									
10				~		~									
合計(  か所)										か所					

(記入上の注意)

1. 欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「クラブA」「クラブB」等と区分して記入すること。
2. 及び 欄は、「平日」と「長期休暇等」における平均開所時間を記入すること。(1分未満切り捨て)
3. 及び 欄は、整数で記載し、小数点第3位を切り捨てること。(例:3時間10分 3.16)
4. 及び 欄は該当するものに「1」を記入すること。
5. 欄は、年度の途中にクラブ又は支援の単位を分割する(した)場合に「1」を記入し、 欄に分割前・分割後両方の名称を記入すること。
6. 及び 欄は、新規開所又は途中閉所する(した)年月日を記入すること。

別表2

(1)放課後児童健全育成事業  
(イ)開所日数200日～249日

市町村名

事業者名 (クラブ名)	開所状況				児童の 数	利用者に対する ニーズ調査		児童の数が10人未 満		分割	新規開所 年月日	途中閉所 年月日	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額	
	年間開所 日数	長期休暇 支援加算 対象日数	平日分			長期休暇等分	調査条 件	調査結 果児童 数	山間地、 漁業集 落、へき地 及び離島						その他厚 生労働大 臣が認め る場合
			開所時間	長時間 開所加 算対象 時間数											
1	日	日	～	時間	～	人	人			人			円	円	
2			～		～										
3			～		～										
4			～		～										
5			～		～										
6			～		～										
7			～		～										
8			～		～										
9			～		～										
10			～		～										
合計( か所)										か所					

(記入上の注意)

- 欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「クラブA」「クラブB」等と区分して記入すること。
- 及び欄は、「平日」と「長期休暇等」における平均開所時間を記入すること。(1分未満切り捨て)
- 欄は、整数で記載し、小数点第3位を切り捨てること。(例:3時間10分 3.16)
- 欄は、次の条件を満たしている場合に「1」を記入すること。  
1.すべての利用児童の保護者を対象とし、個々に利用希望を聴取すること。 2.期間(土曜日、日曜日、祝日、夏休み等)ごとの利用希望を聴取すること。 3.事業実施年度における利用希望を聴取すること。
- 欄は、250日以上の開所を希望する児童数を記入すること。
- 「利用者に対するニーズ調査」の結果は、市町村において5年間保存すること。
- 及び欄は該当するものに「1」を記入すること。
- 欄は、年度の途中にクラブ又は支援の単位を分割する(した)場合に「1」を記入し、欄に分割前・分割後両方の名称を記入すること。
- 欄及び欄は、新規開所又は途中閉所する(した)年月日を記入すること。

別表2

(2)放課後子ども環境整備事業

市町村名 \_\_\_\_\_

(ア)放課後児童クラブ設置促進事業

事業者名(クラブ名)	事業実施場所	新規開設の有無	事業内容					市町村行動計画策定の有無	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額
			改修	備品購入等	開所準備経費	一体型の実施	防災対策の実施			
1			該当するものに「1」を記入すること						円	円
2										
3										
4										
5										
合計	か所									

(記入上の注意)

- 欄には、放課後児童健全育成事業を新たに実施する(実施している)場所(例:小学校の余裕教室、児童館、保育所等)を記入すること。
- 欄には、新規開設である場合に「1」を記入すること。
- 欄は、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画に、一体型の目標事業量等を記載している場合に「1」を記入すること。

(イ)放課後児童クラブ環境改善事業

事業者名(クラブ名)	事業実施場所	新規開設の有無	事業内容				市町村行動計画策定の有無	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額
			開所準備経費	一体型の実施	幼稚園、認定こども園等における実施の有無(新規クラブ)	防災対策の実施			
1			該当するものに「1」を記入すること					円	円
2									
3									
4									
5									
合計	か所								

(記入上の注意)

- 欄には、放課後児童健全育成事業を、新たに実施する(実施している)場所(固有名詞ではなく種別(小学校の余裕教室、児童館、保育所等))を記入すること。
- 欄には、新規開設である場合に「1」を記入すること。
- 欄は、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画に、一体型の目標事業量等を記載している場合に「1」を記入すること。

別表2

(2)放課後子ども環境整備事業  
 (ウ)放課後児童クラブ障害児受入促進事業

市町村名

事業者名(クラブ名)		対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
1		円	円
2			
3			
4			
5			
合計	か所		

(エ)倉庫設備整備事業

事業者名(クラブ名)		対象経費の支出 予定額	国庫補助 基準額
1		円	円
2			
3			
4			
5			
合計	か所		

別表 2

(3) 放課後児童クラブ支援事業

市町村名

(ア) 障害児受入推進事業

事業所名(クラブ名)	年度途中から支援員等を配置又は配置できなくなったクラブについて、支援員等の配置月数	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額
1	ヶ月	円	円
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
合計(  か所)			

(記入上の注意)

1. 欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「   クラブA」「   クラブB」等と区分して記入すること。
2. 年度途中から支援員等を配置した場合、又は年度途中に支援員等を配置できなくなった場合は、その配置月数を   欄に記入すること。

別表 2

(3) 放課後児童クラブ支援事業

市町村名

(イ) 放課後児童クラブ運営支援事業(賃借料補助)

事業所名(クラブ名)	事業実施場所	年度途中から事業を実施又は実施しなくなったクラブについて、その実施月数	市町村行動計画策定の有無	対象経費の実支出額	国庫補助基準額
1					
2					
3					
4					
5					
合計( 箇所)					

(記入上の注意)

- 欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「クラブA」「クラブB」等と区分して記入すること。
- 欄には、放課後児童健全育成事業を、新たに実施する場所(例:民家・アパート等)を記入すること。
- 年度途中から事業を実施した場合、又は年度途中で事業を実施しなくなった場合は、その実施月数を 欄に記入すること。

(イ) 放課後児童クラブ運営支援事業(移転関連費用補助)

事業所名(クラブ名)	事業実施場所		対象経費の実支出額	国庫補助基準額
	移転前	移転後		
1			円	円
2				
3				
4				
5				
合計( 箇所)				

(記入上の注意)

- 欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「クラブA」「クラブB」等と区分して記入すること。
- 欄には、移転前及び移転後の放課後児童健全育成事業を実施する場所(例:民家・アパート等)を記入すること。

別表 2

(3) 放課後児童クラブ支援事業

市町村名 \_\_\_\_\_

(イ) 放課後児童クラブ運営支援事業(土地借料補助)

事業所名(クラブ名)	実施主体	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
1			
2			
3			
4			
5			
合計(  か所)			

(記入上の注意)

1. 欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「 クラブA」「 クラブB」等と区分して記入すること

(ウ) 放課後児童クラブ送迎支援事業

事業所名(クラブ名)	年度途中から事業を実施又は実施しなくなったクラブについて、その実施月数	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
1	ヶ月	円	円
2			
3			
4			
5			
合計(  か所)			

(記入上の注意)

1. 欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「 クラブA」「 クラブB」等と区分して記入すること  
 2. 年度途中から事業を実施した場合、又は年度途中で事業を実施しなくなった場合は、その実施月数を 欄に記入すること。

別表2

一般分

市町村名

(4) 放課後児童支援員等処遇改善等事業  
(ア) 家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に従事する職員を配置

事業者の名称(クラブ名)	年度途中から事業を実施又は実施しなくなったクラブについて、その実施月数	開所状況		賃金改善する従事者数	賃金改善する給与項目						従事項目					対象経費の支出予定額	国庫補助基準額		
		年間開所日数	開所時間		基本給	手当	手当の内容	賞与	その他	その他の内容	学校との情報共有	保護者への連絡・情報共有	防災・防犯対策	要望・苦情への対応	児童虐待早期発見への取組				
			平日分															長期休暇等分	
	ヶ月			人	該当欄に を付すこと。 欄については、内容を具体的に記入すること。						該当欄に主な取組内容等を記入すること								
1			～	～															
2			～	～															
3			～	～															
4			～	～															
5			～	～															
6			～	～															
7			～	～															
8			～	～															
9			～	～															
10			～	～															
合計																			

(記入上の注意)

- 欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「クラブA」「クラブB」等と区分して記入すること。
- 欄には、年度途中から事業を実施又は実施しなくなったクラブについて、その実施月数を記入すること。
- 欄は1円未満の端数は切り捨てること。

(イ)(ア)の「家庭、学校等との連絡及び情報交換等」に加え、地域との連携・協力等の育成支援に従事する常勤職員を配置

事業者の名称(クラブ名)	年度途中から事業を実施又は実施しなくなったクラブについて、その実施月数	開所状況		賃金改善する従事者数	賃金改善する給与項目						従事項目						対象経費の支出予定額	国庫補助基準額	
		年間開所日数	開所時間		基本給	手当	手当の内容	賞与	その他	その他の内容	地域組織との情報交換や相互交流	児童館やその他公共施設等の積極的活用	地域住民との連携、協力	地域の保健医療機関等と連携	虐待ケースの具体的な支援内容等を関係機関と検討・協議	放課後子供教室との打ち合わせ、協議会への参加			
			平日分																長期休暇等分
	ヶ月			人	該当欄に を付すこと。 欄については、内容を具体的に記入すること。						該当欄に主な取組内容等を記入すること						実施	主な取組内容	
1			～	～															
2			～	～															
3			～	～															
4			～	～															
5			～	～															
6			～	～															
7			～	～															
8			～	～															
9			～	～															
10			～	～															
合計																			

(記入上の注意)

- 欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「クラブA」「クラブB」等と区分して記入すること。
- 欄には、年度途中から事業を実施又は実施しなくなったクラブについて、その実施月数を記入すること。
- 欄の「実施」欄には、放課後子供教室との定期的な打ち合わせや、学校区ごとに設置する協議会への参加等を行っている場合に「 」を記入し、「主な取組内容」欄に、その取組内容を記入すること。
- 欄は1円未満の端数は切り捨てること。

別表 2

( 5 ) 障害児受入強化推進事業

市町村名

事業所名(クラブ名)		障害児数	年度途中から支援員等を配置又は配置できなくなったクラブについて、支援員等の配置月数	医療的ケア児数	年度途中から看護師等を配置又は配置できなくなったクラブについて、支援員等の配置月数	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額
		人	ヶ月	人	ヶ月	円	円
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
合計(  か所)							

(記入上の注意)

1. 欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「   クラブA」「   クラブB」等と区分して記入すること。
2. 欄の障害児数には、医療的ケア児以外の障害児数を記入すること。
3. 年度途中から支援員等を配置した場合、又は年度途中で支援員等又は看護師等を配置できなくなった場合は、その配置月数を 欄又は 欄に記入すること。

別表2

(6) 小規模放課後児童クラブ支援事業

市町村名

事業所名(クラブ名)	児童の数	放課後児童支援員等数	年度途中から支援員等を配置又は配置できなくなったクラブについて、支援員等	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額
	人	人		円	円
1					
2					
3					
4					
5					
合計( 箇所)					

(記入上の注意)

- 欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「クラブA」「クラブB」等と区分して記入すること。
- 欄は、支援の単位ごとに配置している放課後児童支援員等の総数を記入すること。

別表2

その他分

市町村名 \_\_\_\_\_

(7)放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業

事業者の名称(クラブ名)	年度途中から事業を実施又は実施しなくなったクラブについて、その実施月数	賃金改善する従事者数				賃金改善する給与項目						対象経費の支出予定額	国庫補助基準額
		放課後児童支援員				基本給	手当	手当の内容	賞与	その他	その他の内容		
		経験年数5年未満	経験年数5年以上10年未満	経験年数10年以上	その他								
ヶ月	人	人	人	人	該当欄に該当する人数を記入すること。欄については、内容を具体的に記入すること。								
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
合計													

(記入上の注意)

- 欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「クラブA」「クラブB」等と区分して記入すること。
- 欄には、年度中から事業を実施又は実施しなくなったクラブについて、その実施月数を記入すること。
- 欄は1円未満の端数は切り捨てること。

## 6. 子育て短期支援事業

類型	か所数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
1. 短期入所生活援助(ショートステイ)事業			
2. 夜間養護等(トワイライトステイ)事業			
合計	0	0	0

(記入上の注意)

1. 欄には、「(1)短期入所生活援助(ショートステイ)事業」「(2)夜間養護等(トワイライトステイ)事業」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

## (1)短期入所生活援助(ショートステイ)事業

	実施施設の名称	施設種別	具体的な施設種別 又は 里親や保育士等の数	利用児童数(延べ日数)			開設 準備経費	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
				2歳未満児・慢 性疾患児	2歳以上児	緊急一時保護 の母親			
1									
2									
3									
4									
5									
計									

(記入上の注意)

- 欄は、「児童養護施設」、「母子生活支援施設」、「乳児院」、「保育所」、「ファミリーホーム」、「その他」を記入すること。
- 里親や保育士等が実施施設から委託を受けて事業を実施する場合は、委託した実施施設に計上すること。
- 欄は、欄で「その他」を記入した場合における具体的な施設種別を記入する他、里親や保育士等が実施施設から委託を受けて事業を実施する場合における里親や保育士等の人数を記入すること。
- 欄は、開設準備経費の単価を適用する場合に「有」と記入すること。なお、「次世代育成支援対策施設整備交付金」に係る「子育て短期支援事業のための居室等整備加算」の対象となっている場合は、対象外であることに留意すること。

(2)夜間養護等(トワイライトステイ)事業

	実施施設の名称	施設種別	具体的な施設種別 又は 里親や保育士等の数	利用児童数(延べ日数)			児童の送 迎の実施	開設 準備経費	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
				夜間養護事業		休日預かり事業				
				基本分	宿泊分					
1										
2										
3										
4										
5										
計										

(記入上の注意)

- 欄は、「児童養護施設」、「母子生活支援施設」、「乳児院」、「保育所」、「ファミリーホーム」、「その他」を記入すること。
- 里親や保育士等が実施施設から委託を受けて事業を実施する場合は、委託した実施施設に計上すること。
- 欄は、欄で「その他」を記入した場合における具体的な施設種別を記入する他、里親や保育士等が実施施設から委託を受けて事業を実施する場合における里親や保育士等の人数を記入すること。
- 欄は、児童の送迎の実施の単価を適用する場合に「有」と記入すること。
- 欄は、開設準備経費の単価を適用する場合に「有」と記入すること。なお、「次世代育成支援対策施設整備交付金」に係る「子育て短期支援事業のための居室等整備加算」の対象となっている場合は、対象外であることに留意すること。

7. 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

取組内容		家庭訪問数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
ケース対応会議	支援の実施			
		育児・家事援助 専門的相談支援		

(記入上の注意)

1. 欄は、実施要綱の4の(4)に定めるケース対応会議を実施している場合は「 」を記入すること。
2. 欄は、養育支援訪問事業において、該当する支援を実施している場合に「 」を記入すること。
3. 欄は、乳児家庭全戸訪問事業による当該年度1年間における家庭訪問数を記入すること。

8. 養育支援訪問事業

訪問件数			対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
育児・家事援助	専門的相談支援	助産師等による訪問支援 育児家事援助を民間団体へ委託		

(記入上の注意)

1. 欄は、それぞれに係る養育支援訪問事業による訪問件数を記入すること。
2. 欄は、育児・家事援助を民間団体へ委託して実施する場合は「 」を記入すること。

9. 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

調整機関職員の専門性強化		地域ネットワーク関係機関の連携強化	地域ネットワーク構成員の専門性向上	地域ネットワークと訪問事業との連携		地域住民への周知を図る取組	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)	更に児童虐待への専門性を向上させるための研修			実施要綱3(4)の取組	実施要綱3(4)の取組			

(記入上の注意)

1. 欄は、該当する研修等に係る受講者数を記入すること。
2. 欄は、該当する取組を実施する場合に、対応する欄に「 」を記入すること。

10. 地域子育て支援拠点事業

類型	か所数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
1. 一般型			
2. 出張ひろば(一般型)			
3. 経過措置・小規模型指定施設(一般型)			
4. 連携型			
合計	0	0	0

(記入上の注意)

1. 欄には、「(1)一般型」「(2)出張ひろば(一般型)」「(3)経過措置・小規模型指定施設(一般型)」「(4)連携型」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

(1) 一般型

	名称	実施場所	運営主体	事業実施 月数	開設日数 (週当たり)	開設時間 (1日当たり)	専任職員の配置			平均利用 親子組数 (1日当たり)	従来のセン ター型実施の 有無	地域の子育て 支援活動の展 開を図るための 取組	地域支援	利用者支援事 業の実施	開設準備経費		対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
							常勤職員	非常勤職員	合計						改修費・備品購入費	礼金及び賃借料		
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
計																		

(記入上の注意)

- 欄は、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、幼稚園、公民館、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、専用施設、公共施設( )、その他( )、未定から該当するものを記入すること。  
「公共施設」とは、上記に記載した公共施設以外の公共施設をいう。
- 欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他、未定から該当するものを記入すること。
- 欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分を取り捨てた値を記入すること。
- 欄は、開設日によって開設時間が違う場合、補助基準を満たす最低の時間数を記入すること。
- 欄は、地域子育て支援拠点事業の開所時間における平均職員数を記入すること。(事業に携わる職員の延べ人数ではない。)(小数点以下第1位を四捨五入)
- 欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の(1)のアを利用する親子組数(見込み)の1日あたりの平均組数を記入すること。(小数点以下第2位を四捨五入)
- 欄は、平成24年度センター型として実施していた拠点で、今年度も引き続きセンター型の事業内容で実施している場合「有」、そうでない場合「無」を記入すること。
- 欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の(2)の(ア)～(イ)のうち該当する記号を全て記入すること。
- 欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の(2)の(ア)～(イ)のうち該当する記号を全て記入すること。(利用者支援事業の実施が「有」の場合は加算の対象とはならない。)
- 欄は、利用者支援事業実施要綱に定める利用者支援事業を実施している場合は「有」を記入すること。
- 欄は、開設準備経費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。

(2) 出張ひろば(一般型)

	出張元名称	出張先名称	事業実施 月数	開設日数 (週当たり)	開設時間 (1日当たり)	平均利用 親子組数 (1日当たり)	開設準備経費		対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
							改修費・備品購入費	礼金及び賃借料		
1										
2										
3										
4										
5										
計										

(記入上の注意)

- 欄は、出張元となっている一般型の拠点の名称を記入すること。
- 欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分を取り捨てた値を記入すること。
- 欄には、開設日によって開設時間が違う場合、補助基準を満たす最低の時間数を記入すること。
- 欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の(1)のアを利用する親子組数(見込み)の1日あたりの平均組数を記入すること。(小数点以下第2位を四捨五入)
- 欄は、開設準備経費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。

(3) 経過措置・小規模型指定施設(一般型)

	名称	実施場所	運営主体	事業実施月数	開設日数(週当たり)	開設時間(1日当たり)	専任職員の配置	平均利用親子組数(1日当たり)	事業内容	保健相談(週3回程度実施)の有無	開設年月日(H19.3.31以前でなければ対象外)	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額
1													
2													
3													
4													
5													
計													

(記入上の注意)

- 欄は、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、幼稚園、公民館、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、専用施設、公共施設( )、その他( )から該当するものを記入すること。  
「公共施設」とは、上記に記載した公共施設以外の公共施設をいう。
- 欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他、未定から該当するものを記入すること。
- 欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分を切り捨てた値を記入すること。
- 欄は、開設日によって開設時間が違う場合、補助基準を満たす最低の時間数を記入すること。
- 欄は、地域子育て支援拠点事業の開所時間における平均職員数を記入すること。(事業に携わる職員の延べ人数ではない。)(小数点以下第1位を四捨五入)
- 欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の(2)の(イ)の(d)のaを利用する親子組数(見込み)の1日あたりの平均組数を記入すること。(小数点以下第2位を四捨五入)
- 欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の(2)の(イ)の(d)のa~cのうち該当する記号を全て記入すること。
- 欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の(2)の(ウ)に基づく保健相談業務の週3回程度実施の有無を記入すること。
- 欄は、開設年月日について記入すること。なお、平成19年4月1日以降に開設した施設は本項目の対象とはならないので注意すること。

(4) 連携型

	名称	実施場所	運営主体	事業実施月数	開設日数(週当たり)	開設時間(1日当たり)	専任職員の配置	平均利用親子組数(1日当たり)	地域の子育て力を高める取組の実施	利用者支援事業の実施	開設準備経費		対象経費の支出予定額	国庫補助基準額
											改修費・備品購入費	礼金及び賃借料		
1														
2														
3														
4														
5														
計														

(記入上の注意)

- 欄は、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、その他児童福祉施設、その他( )、未定から該当するものを記入すること。
- 欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他、未定から該当するものを記入すること。
- 欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分を切り捨てた値を記入すること。
- 欄には、開設日によって開設時間が違う場合、補助基準を満たす最低の時間数を記入すること。
- 欄は、地域子育て支援拠点事業の開所時間における平均職員数を記入すること。(事業に携わる職員の延べ人数ではない。)(小数点以下第1位を四捨五入)
- 欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の(1)のAを利用する親子組数(見込み)の1日あたりの平均組数を記入すること。(小数点以下第2位を四捨五入)
- 欄は、地域の子育て力を高める取組を実施している場合は「有」を記入すること。(利用者支援事業の実施が「有」の場合は加算の対象とはならない。)
- 欄は、利用者支援事業実施要綱に定める利用者支援事業を実施している場合は「有」を記入すること。
- 欄は、開設準備経費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。





(3) 余裕活用型

	名称	実施場所	設置主体	事業実施 月数	利用見込児童 数 (年間延人数)	開設準備経費 (改修費等)	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
1								
2								
3								
4								
5								
計								

(記入上の注意)

- 欄は、認定こども園、保育所、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育から、該当するものを記入すること。
- 欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- 欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- 欄は、該当する場合に「有」を記入すること。

(4) 居宅訪問型

	派遣元施設名称	設置主体	事業実施 月数	利用見込児童数(年間延べ人数)						開設準備経 費 (改修費等)	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
				緊急一時預かり対象児童以外			緊急一時預かり対象児童					
				4時間以上	4時間未満	合計	4時間以上	4時間未満	合計			
1												
2												
3												
4												
5												
計												

(記入上の注意)

- 欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- 欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- 欄は、緊急一時預かりの年間延べ利用見込者数を記入すること。
- 欄は、該当する場合に「有」を記入すること。

## 別表2

市町村名 \_\_\_\_\_

## 12. 病児保育事業

類型	か所数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
ア. 特定分			
1. 病児対応型 基本分・加算分			
2. 病後児対応型 基本分・加算分			
3. 体調不良児対応型			
4. 非施設型(訪問型)			
事業費合計	0	0	0
1. 病児対応型 低所得者減免分加算			
2. 病後児対応型 低所得者減免分加算			
低所得者減免分加算合計	0	0	0
イ. 一般分			
1. 病児対応型			
2. 病後児対応型			
3. 体調不良児対応型			
一般分合計	0	0	0

(記入上の注意)

1. 欄には、「(1)病児対応型」「(2)病後児対応型」「(3)体調不良児対応型」「(4)非施設型(訪問型)」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

(1) 病児対応型  
 ア. 特定分  
 基本分・加算分

1 2 3 4 5 計	名称	実施場所	運営主体	利用定員	利用料金 (1日当たり)	事業実施月数	利用見込児童数(年間延人数)	うち、送迎対応利用見込児童数(年間延人数)	送迎対応	看護師等 雇上費	送迎経費	送迎対応を行う 職員種別・人数		送迎方法	研修参加 見込職員 数	普及定着促進費		対象経費 の支出予 定額	国庫補助 基準額	
												(職員 種別)	(人数)			改修費等	礼金及 び賃借 料			
1																				
2																				
3																				
4																				
5																				
計																				

(記入上の注意)

- 欄は、病院、診療所、保育所、単独施設、その他( )のいずれかを記入すること。その他の場合は( )内に具体的な実施場所を記入すること。
- 欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- 欄は、児童福祉法第34条の18の規定に基づき届出を行った利用定員を記入すること。
- 欄は、1日当たりの主な利用料金体系を記入すること。
- 欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- 欄は、送迎対応を行う場合に「有」を記入すること。
- 欄は、送迎の際に同乗する職員配置に必要となる費用について、「看護師等雇上費」を申請する場合に「有」を記入すること。
- 欄は、タクシー利用料金等、送迎の際に必要となる費用について、「送迎経費」を申請する場合に「有」を記入すること。
- 欄は、送迎対応を行う保育士・看護師等(看護師、準看護師、保健師又は助産師)の別、及び送迎の際に同乗する人数を記入すること。
- 欄は、送迎方法として、タクシー、自動車の借上げ、その他( )のいずれかを記入すること。その他の場合は( )内に具体的な実施方法を記入すること。
- 欄は、研修参加費用を計上する研修参加見込職員数を記入すること(1人で複数の研修に参加する場合も「1」とすること。)
- 欄は、普及定着促進費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。
- 欄に記入する金額は、「イ.一般分(改善分)」の欄に記載される金額と重複しないこと。

低所得者減免分加算

1 2 3 4 5 計	名称	減免分加算適用(生活保護)延べ人数		減免分加算適用 (非課税世帯) 延べ人数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
		うち、市町村民税非課税世帯であって、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者の属する世帯等、特に困窮していると市町村が認めた世帯の利用延べ人数				
1						
2						
3						
4						
5						
計						

イ.一般分(改善分)

	名称	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
1			
2			
3			
4			
5			
計			

(記入上の注意)

- 「ア.特定分 基本分・加算分」に記入されている施設において、利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施する場合に記入すること。
- 欄に記入する金額は、「ア.特定分 基本分・加算分」の 欄に記載される金額と重複しないこと。

(2)病後児対応型

ア.特定分  
基本分・加算分

	名称	実施場所	運営主体	利用定員	利用料金 (1日当 たり)	事業実 施月数	利用見込児 童数(年間 延人数)	うち、送迎 対応見込児 童数(年間 延人数)	送迎対応	看護師等 雇上費	送迎経費	送迎対応を行う 職員種別・人数		送迎方法	研修参加 見込職員 数	普及定着促進費		対象経費 の支出予 定額	国庫補助 基準額
												(職員 種別)	(人数)			改修費等	礼金及 び賃借 料		
1																			
2																			
3																			
4																			
5																			
計																			

(記入上の注意)

- 欄は、病院、診療所、保育所、単独施設、その他( )のいずれかを記入すること。その他の場合は( )内に具体的な実施場所を記入すること。
- 欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- 欄は、児童福祉法第34条の18の規定に基づき届出を行った利用定員を記入すること。
- 欄は、1日当たりの主な利用料金体系を記入すること。
- 欄は、月途中開始の場合は1月末満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- 欄は、送迎対応を行う場合に「有」を記入すること。
- 欄は、送迎の際に同乗する職員配置に必要となる費用について、「看護師等雇上費」を申請する場合に「有」を記入すること。
- 欄は、タクシー利用料金等、送迎の際に必要な費用について、「送迎経費」を申請する場合に「有」を記入すること。
- 欄は、送迎対応を行う保育士・看護師等(看護師、準看護師、保健師又は助産師)の別、及び送迎の際に同乗する人数を記入すること。
- 欄は、送迎方法として、タクシー、自動車の借上げ、その他( )のいずれかを記入すること。その他の場合は( )内に具体的な実施方法を記入すること。
- 欄は、研修参加費用を計上する研修参加見込職員数を記入すること(1人で複数の研修に参加する場合も「1」とすること)。
- 欄は、普及定着促進費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。
- 欄に記入する金額は、「イ.一般分(改善分)」の 欄に記載される金額と重複しないこと。

低所得者減免分加算

	名称	減免分加算適用(生活保護)延べ人数		減免分加算適用 (非課税世帯) 延べ人数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
		うち、市町村民税非課税世帯であって、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者の属する世帯等、特に困窮していると市町村が認めた世帯の利用延べ人数				
1						
2						
3						
4						
5						
計						

イ. 一般分(改善分)

	名称	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
1			
2			
3			
4			
5			
計			

(記入上の注意)

- 「ア. 特定分 基本分・加算分」に記入されている施設において、利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施する場合に記入すること。
- 欄に記入する金額は、「ア. 特定分 基本分・加算分」の 欄に記載される金額と重複しないこと。

(3) 体調不良児型

ア. 特定分(平成26年度以前から実施する施設、または平成27年度より新規開設し看護師等を2名以上配置して実施する施設。ただし、一般分に該当する施設の送迎対応及び研修参加費用を含む。)

	名称	実施場所	設置主体	事業実 施 月数	利用見込児 童数 (年間延人 数)	うち、送迎 対応見込児 童数(年間 延人数)	送迎対応	看護師等 雇上費	送迎経費	送迎対応を行う 職員種別・人数		送迎方法	研修参加見込 職員数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
										(職員 種別)	(人数)				
1															
2															
3															
4															
5															
計															

(記入上の注意)

- 欄は、保育所、認定こども園、小規模保育、事業所内保育のいずれかを記入すること。
- 欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- 欄は、月途中開始の場合は1月末満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- 欄は、送迎対応を行う場合に「有」を記入すること。ただし、一般分に該当する施設の場合は「有(一般)」と記載すること。
- 欄は、送迎の際に同乗する職員配置に必要となる費用について、「看護師等雇上費」を申請する場合に「有」を記入すること。
- 欄は、タクシー利用料金等、送迎の際に必要な費用について、「送迎経費」を申請する場合に「有」を記入すること。
- 欄は、送迎対応を行う保育士・看護師等(看護師、準看護師、保健師又は助産師)の別、及び送迎の際に同乗する人数を記入すること。
- 欄は、送迎方法として、タクシー、自動車の借上げ、その他( )のいずれかを記入すること。その他の場合は( )内に具体的な実施方法を記入すること。
- 欄は、研修参加費用を計上する研修参加見込職員数を記入すること(1人で複数の研修に参加する場合も「1」とすること。)
- 一般分に該当する施設の送迎対応及び研修参加費用に係る記載について、 ~ 欄は記載せず、 欄及び 欄は送迎対応及び研修参加費用に係る額のみを記入すること。

イ. 一般分(平成27年度より新規開設し看護師等を1名配置して実施する施設。ただし、送迎対応及び研修参加費用は除く。)

	名称	実施場所	設置主体	事業実施 月数	利用見込児童数 (年間延人数)	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
1							
2							
3							
4							
5							
計							

(記入上の注意)

1. 欄は、保育所、認定こども園、小規模保育、事業所内保育のいずれかを記入すること。
2. 欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
3. 欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
4. 一般分に該当する施設の送迎対応及び研修参加費用に係る記載については、「ア.特定分」欄に記入すること。

(4) 非施設型(訪問型)

	名称	設置主体	事業実施 月数	利用料金 (1日当たり)	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
1						
2						
3						
4						
5						
計						

(記入上の注意)

1. 欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
2. 欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。

別表2

市町村名 \_\_\_\_\_

13. 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

基本事業											
事業開始年月	会員数				支部数	講習(24h以上)の実施	土日実施加算	合同実施市町村	ひとり親家庭等の利用支援	開設準備経費	
	提供会員	依頼会員	両方会員	合計						改修費・備品購入費	礼金及び賃借料
病児・緊急対応強化事業					対象経費の支出予定額	国庫補助基準額					
事業開始年月	利用件数(年間延べ数)	近隣市町村会員の受入	初年度体制整備	合同実施市町村							

(記入上の注意)

- 欄は、基本事業を開始した年月を「2017/01」のように、半角数字で記入すること。
- 欄は、1年ごとに更新・整理したうえで記入すること。なお、提供会員数と依頼会員数が逆になっていないか確認すること。
- 欄は、実施要綱に基づく支部を設置した場合に、設置した支部数を記入すること(政令指定都市に限る)。また、病児・緊急対応強化事業を実施するための事務所等は支部に含まないことに留意すること。
- 欄は、提供会員を対象とした24時間以上の講習を実施している場合に「 」を記入すること。なお、講習時間が24時間以上であっても「安全・事故」に関する講座を含まない場合には「 」は記入できないことに留意すること。
- 欄は、土曜日、日曜日又は祝日に、事業説明会と事前顔合わせを合わせて年間30回以上実施した場合に「 」を記入すること。なお、事前顔合わせには、アドバイザー等が立ち会わなければならないことに留意すること。
- 欄は、基本事業を合同で実施する場合、代表する1市町村が、他の合同実施市町村名を全て記載すること。なお、24時間以上の講習のみ合同で実施している場合は「合同実施市町村名(24h講習のみ)」と記入すること。
- 欄は、実施要綱3(3)の事業を実施している場合、「 」を記入すること。
- 欄は、開設準備経費におけるそれぞれの経費を申請する場合は、該当する欄に「有」を記入すること。
- 欄は、病児・緊急対応強化事業を開始した年月を「2017/01」のように、半角数字で記入すること。
- 欄は、病児・緊急対応強化事業を実施していない場合は、空白のまま提出すること。なお、病児・緊急対応強化事業を実施しているが、年内の実績がなかった場合は、「0」を記入すること。
- 欄は、当てはまる場合に「 」を記入すること。
- 欄は、会則等で受入を定めていること。なお、近隣市町村とは隣接する市町村をいう。
- 欄は、病児・緊急対応強化事業を合同により実施する場合、代表する1市町村が、他の合同実施市町村名を全て記載すること。

平成 年度子ども・子育て支援交付金精算書

市町村名

事業名	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額 ( - )	対象経費の実支出額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	国庫補助金交付決定額	国庫補助金受入済額	差引過不足額 ( - )
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
. 特定分											
延長保育事業								1/3			
放課後児童健全育成事業								1/3			
病児保育事業								1/3			
事業費合計								1/3			
低所得者減免分加算合計								1/3			
特定分計											
. 一般分											
利用者支援事業								1/3			
基本型及び特定型								1/3			
母子保健型								1/3			
実費徴収に係る補給付を行う事業								1/3			
多様な事業者の参入促進・能力活用事業								1/3			
新規参入施設等への巡回支援								1/3			
認定こども園特別支援教育・保育経費								1/3			
放課後児童健全育成事業								1/3			
子育て短期支援事業								1/3			
短期入所生活援助事業								1/3			
夜間養護等事業								1/3			
乳児家庭全戸訪問事業								1/3			
養育支援訪問事業								1/3			
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業								1/3			
地域子育て支援拠点事業								1/3			
一時預かり事業								1/3			
一般型、余裕活用型及び居宅訪問型								1/3			
幼稚園型								1/3			
病児保育事業								1/3			
子育て援助活動支援事業								1/3			
一般分計											
. その他分											
放課後児童健全育成事業								1/3			
合計											

(記入上の注意)

- 欄には、交付要綱の別紙の第3欄に定める基準額を記入すること。
- 欄は 欄、欄及び 欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 欄には、欄の額を記入すること。
- 欄には、欄の額に1/3を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 欄の「合計」には、各事業間の経費の配分の変更を行った上で過剰額(返納額)がある場合は当該金額を、それ以外の場合は「0」を記入すること。なお、経費の配分の変更に当たっては、「特定分」、「一般分」、「その他分」の区分を超えて配分の変更を行うことはできないことに留意すること。

1. 利用者支援事業

類型	か所数	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
1. 基本型			
2. 特定型			
小計(1+2)	0	0	0
3. 母子保健型			
合計(1~3)	0	0	0

(記入上の注意)

1. 欄には、「(1)基本型」「(2)特定型」「(3)母子保健型」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

(1)基本型

	名称	実施場所	運営主体	事業実施 月数	事業実施 日数 (週あたり)	事業実施 時間 (1日あたり)	職員の配置			夜間・休日 加算		出張相談 支援	機能強化の ための取組	開設 準備経費	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
							専任職員	補助職員	計	夜間	休日					
1																
2																
3																
4																
5																
計																

(記入上の注意)

1. 欄は、地域子育て支援拠点(一般型)、地域子育て支援拠点(連携型)、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、幼稚園、保健(福祉)センター、公民館、市役所・町役場・村役場、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、専用施設、公共施設( )、その他( )から該当するものを選択すること。

「公共施設」とは、上記に記載した公共施設以外の公共施設をいう。

2. 欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他から該当するものを選択すること。

3. 欄は、月途中開始の場合は1月末満の部分について切り捨てた値を記入すること。

4. 欄は、夜間・休日加算の単価を適用する場合には「有」を記入すること。

5. 欄は、出張相談支援の単価を適用する場合には「有」を記入すること。

6. 欄は、機能強化のため取組の単価を適用する場合には「有」を記入すること。

7. 欄は、開設準備経費の単価を適用する場合には「有」を記入すること。

(2) 特定型

0～5歳児人口 (H25.10.1、 H26.10.1、H27.10.1又 はH28.10.1時点のい ずれが多い方)	実施条件	認可保育所及び幼保連携型認定こども園の定員充足率100%以上
		認可保育所及び認定こども園の数が100以上
		特定市町村又は待機児童50人以上(H27.4.1又はH28.4.1時点)
		緊急対策実施市町村

	名称	実施場所	運営主体	事業実施 月数	事業実施 日数 (週あたり)	事業実施 時間 (1日あたり)	職員の配置			夜間・休日 加算		出張相談 支援	機能強化の ための取組	開設 準備経費	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
							専任職員	補助職員	計	夜間	休日					
1																
2																
3																
4																
5																
計																

(記入上の注意)

- 欄は、1万人未満切上げにより記入すること。
- 欄は、特定型の補助要件として実施要綱の別紙に定める要件のうち、満たすものすべてに「」を付すこと。
- 欄は、地域子育て支援拠点(一般型)、地域子育て支援拠点(連携型)、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、幼稚園、保健(福祉)センター、公民館、市役所・町役場・村役場、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、専用施設、公共施設( )、その他( )から該当するものを選択すること。  
「公共施設」とは、上記に記載した公共施設以外の公共施設をいう。
- 欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他から該当するものを選択すること。
- 欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分について切り捨てた値を記入すること。
- 欄は、夜間・休日加算の単価を適用する場合には「有」を記入すること。
- 欄は、出張相談支援の単価を適用する場合には「有」を記入すること。
- 欄は、機能強化のための取組の単価を適用する場合には「有」を記入すること。
- 欄は、開設準備経費の単価を適用する場合には「有」を記入すること。

(3) 母子保健型

	名称	実施場所	運営主体	事業実施 月数	事業実施 日数 (週あたり)	事業実施 時間 (1日あたり)	職員の配置			1市町村 当たり単 価の適用 の有無	開設 準備経費	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額	
							保健師等専門職員		補助職員					計
							(専任)	(兼任)						
1														
2														
3														
計														

(記入上の注意)

- 欄は、地域子育て支援拠点(一般型)、地域子育て支援拠点(連携型)、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、幼稚園、保健(福祉)センター、公民館、市役所・町役場・村役場、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、専用施設、公共施設( )、その他( )から該当するものを選択すること。  
「公共施設」とは、上記に記載した公共施設以外の公共施設をいう。
- 欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他から該当するものを選択すること。
- 欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分を切り捨てた値を記入すること。
- 欄は、「平成27年度において1か所に複数の専任職員を配置して事業を実施し、かつ、引き続き同様の事業形態を維持し」ているものとして、1市町村当たりの単価を適用する場合は「有」、そうでない場合は「無」を記入すること。なお、「有」の場合には、欄は計欄のみ記載すること。
- 欄は、開設準備経費の単価を適用する場合には「有」を記入すること。

2. 延長保育事業

類型	か所数	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
1. 一般型(保育短時間認定)			
2. 一般型(保育標準時間認定)			
3. 訪問型(保育短時間認定)			
4. 訪問型(保育標準時間認定)			
合計	0	0	0

(記入上の注意)

- 欄には、「(1)一般型(保育短時間認定)」、「(2)一般型(保育標準時間認定)」、「(3)訪問型(保育短時間認定)」、「(4)訪問型(保育標準時間認定)」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

(1)一般型(保育短時間認定)

	実施施設の名称	実施施設の 類型	事業実施 月数	延長時間		平均対象 児童数	短時間認定 在籍児童数	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
				前 後	合 算				
1				前 後	合 算	前 後			
2				前 後	合 算	前 後			
3				前 後	合 算	前 後			
4				前 後	合 算	前 後			
計				前 後	合 算	前 後			

(記入上の注意)

- 欄は、実施施設の類型について、「保育所・認定こども園」「小規模A・B」「小規模C」「事業所内(20人以上)」「事業所内(19人以下)」「家庭的保育」のいずれかを記入すること。
- 欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- 欄は、実施要綱4(1) に基づく延長時間を記入すること。延長時間に端数が生じる場合は、平均対象児童数が1名以上いる時間の合計を「合算」欄に記入すること。(例:前0.5 後0.5 合算1)
- 欄は、実施要綱4(1) に基づく平均対象児童数を記入すること。
- 欄は、各月初日において在籍する短時間認定児童数を平均した数を記入すること。(小数点以下第1位を四捨五入)

(2)一般型(保育標準時間認定)

	実施施設の名称	実施施設の 類型	事業実施 月数	自園 調理等	延長時間	22時以降実施の場合の内訳		平均対象児童数		対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
						~22時まで	22時以降	~22時まで	22時以降		
						前 後	前 後	前 後	前 後		
1					前 後	前 後	前 後	前 後			
2					前 後	前 後	前 後	前 後			
3					前 後	前 後	前 後	前 後			
4					前 後	前 後	前 後	前 後			
計					前 後	前 後	前 後	前 後			

(記入上の注意)

- 欄は、実施施設の類型について、「保育所・認定こども園」「小規模A」「小規模B」「小規模C」「事業所内(20人以上)」「事業所内(19人以下A)」「事業所内(19人以下B)」「家庭的保育(4人以上)」「家庭的保育(3人以下)」のいずれかを記入すること。
- 欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- 欄は、「自園調理等」「その他」のいずれかを記入すること。
- 欄は、実施要綱4(1) に基づく延長時間を記入すること。
- 欄は、欄において「保育所・認定こども園」または「事業所内(20人以上)」を記入した場合で、22時以降も延長保育を実施する場合に、欄には22時までの延長時間を、欄には22時以降の延長時間を記入した上で、欄にはその合計時間を記入すること。
- 欄は、実施要綱4(1) に基づく平均対象児童数を記入することとし、欄において「保育所・認定こども園」または「事業所内(20人以上)」を記入した場合で、22時以降も延長保育を実施する場合に、欄には22時までの平均対象児童数を、欄には22時以降の平均対象児童数をそれぞれ記入すること。それ以外の実施施設の類型の場合には、欄にのみ記入すること。

(3)訪問型(保育短時間認定)

	実施施設の名称	実施施設の の種類	事業実施 月数	延長時間		年間延べ 利用日数	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
				前 後	合 算			
1				前 後	合 算	前 後		
2				前 後	合 算	前 後		
3				前 後	合 算	前 後		
4				前 後	合 算	前 後		
5				前 後	合 算	前 後		
計						前 後		

(記入上の注意)

- 欄は、実施施設の類型について、「居宅訪問型保育」「その他」のいずれかを記入すること。
- 欄は、月中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- 欄は、実施要綱4(2) に基づく延長時間を記入すること。延長時間に端数が生じる場合は、平均対象児童数が1名以上いる時間の合計を「合算」欄に記入すること。(例:前0.5 後0.5 合算1)
- 1事業所で複数の児童を訪問している場合は、児童1名につき1行ずつ記入すること。

(4)訪問型(保育標準時間認定)

	実施施設の名称	実施施設の の種類	事業実施 月数	延長時間		年間延べ 利用日数	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
				前 後	前 後			
1				前 後	前 後			
2				前 後	前 後			
3				前 後	前 後			
4				前 後	前 後			
5				前 後	前 後			
計					前 後			

(記入上の注意)

- 欄は、実施施設の類型について、「居宅訪問型保育」「その他」のいずれかを記入すること。
- 欄は、月中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- 欄は、実施要綱4(2) に基づく延長時間を記入すること。

3. 実費徴収に係る補足給付を行う事業

	支給実績							対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額	
	給食費(副食材料費)			教材費・行事費等(給食費以外)						
	か所数	支給児童数 (延月数)			か所数	支給児童数 (延月数)				
		月数	人数	計		月数	人数			計
1号認定										
		小計			小計					
2号認定										
		小計			小計					
3号認定										
		小計			小計					
合計										

(記入上の注意)

- 及び 欄は、支給児童がいる施設数を記入すること。
- ～ 欄及び ～ 欄は、支給した月数毎に行を分けて記載すること(=年度途中から対象となった児童がいる場合等については、行を分けて記載すること。)。必要に応じて適宜行を追加すること。なお、「支給児童数(延月数)」の「合計」欄には、「1号認定」、「2号認定」及び「3号認定」それぞれの「小計」欄の合計を記載すること。

## 別表2

市町村名 \_\_\_\_\_

## 4. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

類型	か所数	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
1. 新規参入施設等への巡回支援			
2. 認定こども園特別支援教育・保育経費			
合計			

(記入上の注意)

1. 欄には、「(1)新規参入施設等への巡回支援」「(2)認定こども園特別支援教育・保育経費」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

## (1) 新規参入施設等への巡回支援

	支援対象施設の名称	施設類型	事業実施 月数	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
1				/	
2					
3					
4					
5					
計					

(記入上の注意)

- 欄は、支援を行った施設の施設の類型について「保育所」等簡潔に記入すること。
- 欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。

(2) 認定こども園特別支援教育・保育経費

	施設名称	施設類型	対象児童数 (年間延数)	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
1					
2					
3					
4					
5					
計					

(記入上の注意)

- 欄は、以下から該当するものを記入すること。  
ア. 幼保連携型(学校法人立以外)、イ. 幼稚園型(幼稚園部分が学校法人立(学校法人化を予定する園を含む):接続型)、  
ウ. 幼稚園型(幼稚園部分が学校法人立(学校法人化を予定する園を含む):並列型)、エ. 幼稚園型(幼稚園部分が学校法人立以外:単独型)、  
オ. 幼稚園型(幼稚園部分が学校法人立以外:接続型)、カ. 幼稚園型(幼稚園部分が学校法人立以外:並列型)、  
キ. 保育所型、ク. 地方裁量型
- 欄は、月毎の対象児童数の年間延数を記入すること。(例:4月3人、5月4人、6月5人… の場合、3人+4人+5人+…の合計値)  
また、月途中開始の場合は、1月未満の部分については切り捨てて記入すること。

別表2

5. 放課後児童健全育成事業

. 特定分

市町村名

区分	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
放課後児童健全育成事業	円	円
放課後子ども環境整備事業	円	円
放課後児童クラブ支援事業	円	円
合計	円	円

(記入上の注意)

1. 各表に記載された数値の合計額と一致すること。

. 一般分

区分	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
放課後児童支援員等処遇改善等事業	円	円
障害児受入強化推進事業	円	円
小規模放課後児童クラブ支援事業	円	円
合計	円	円

(記入上の注意)

1. 各表に記載された数値の合計額と一致すること。

. その他分

区分	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業	円	円
合計	円	円

(記入上の注意)

1. 各表に記載された数値の合計額と一致すること。

別表2

・特定分

(1)放課後児童健全育成事業  
(ア)開所日数250日以上

市町村名

事業者名 (クラブ名)	開所状況							児童の 数	児童の数が10人未 満		分割	新規開所 年月日	途中閉所 年月日	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
	年間開所 日数(a)	開所日数 加算対象 日数 (a)-250	長期休暇 支援加算 対象日数	平日分		長期休暇等分			山間地、 漁業集 落、へき地 及び離島	その他厚 生労働大 臣が認め る場合					
				開所時間	長時間 開所加 算対象 時間数	開所時間	長時間 開所加 算対象 時間数								
1	日	日	日	~	時間	~	時間	人						円	円
2				~		~									
3				~		~									
4				~		~									
5				~		~									
6				~		~									
7				~		~									
8				~		~									
9				~		~									
10				~		~									
合計(  か所)										か所					

(記入上の注意)

1. 欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「クラブA」「クラブB」等と区分して記入すること。
2. 及び 欄は、「平日」と「長期休暇等」における平均開所時間を記入すること。(1分未満切り捨て)
3. 及び 欄は、整数で記載し、小数点第3位を切り捨てること。(例:3時間10分 3.16)
4. 及び 欄は該当するものに「1」を記入すること。
5. 欄は、年度の途中にクラブ又は支援の単位を分割する(した)場合に「1」を記入し、 欄に分割前・分割後両方の名称を記入すること。
6. 及び 欄は、新規開所又は途中閉所する(した)年月日を記入すること。

別表2

(1)放課後児童健全育成事業  
(イ)開所日数200日～249日

市町村名

事業者名 (クラブ名)	開所状況				児童の 数	利用者に対する ニーズ調査		児童の数が10人未 満		分割	新規開所 年月日	途中閉所 年月日	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額	
	年間開所 日数	長期休暇 支援加算 対象日数	平日分			長期休暇等分 開所時間	調査条 件	調査結 果児童 数	山間地、 漁業集 落、へき地 及び離島						その他厚 生労働大 臣が認め る場合
			開所時間	長時間 開所加 算対象 時間数											
1	日	日	～	時間	人	人			人				円	円	
2			～												
3			～												
4			～												
5			～												
6			～												
7			～												
8			～												
9			～												
10			～												
合計( か所)									か所						

(記入上の注意)

- 欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「クラブA」「クラブB」等と区分して記入すること。
- 及び欄は、「平日」と「長期休暇等」における平均開所時間を記入すること。(1分未満切り捨て)
- 欄は、整数で記載し、小数点第3位を切り捨てること。(例:3時間10分 3.16)
- 欄は、次の条件を満たしている場合に「1」を記入すること。  
1.すべての利用児童の保護者を対象とし、個々に利用希望を聴取すること。 2.期間(土曜日、日曜日、祝日、夏休み等)ごとの利用希望を聴取すること。 3.事業実施年度における利用希望を聴取すること。
- 欄は、250日以上の開所を希望する児童数を記入すること。
- 「利用者に対するニーズ調査」の結果は、市町村において5年間保存すること。
- 及び欄は該当するものに「1」を記入すること。
- 欄は、年度の途中にクラブ又は支援の単位を分割する(した)場合に「1」を記入し、欄に分割前・分割後両方の名称を記入すること。
- 欄及び欄は、新規開所又は途中閉所する(した)年月日を記入すること。

別表2

(2)放課後子ども環境整備事業

市町村名 \_\_\_\_\_

(ア)放課後児童クラブ設置促進事業

事業者名(クラブ名)	事業実施場所	新規開設の有無	事業内容					市町村行動計画策定の有無	対象経費の実支出額	国庫補助基準額
			改修	備品購入等	開所準備経費	一体型の実施	防災対策の実施			
1			該当するものに「1」を記入すること						円	円
2										
3										
4										
5										
合計	か所									

(記入上の注意)

1. 欄には、放課後児童健全育成事業を新たに実施する(実施している)場所(例:小学校の余裕教室、児童館、保育所等)を記入すること。
2. 欄には、新規開設である場合に「1」を記入すること。
3. 欄は、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画に、一体型の目標事業量等を記載している場合に「1」を記入すること。

(イ)放課後児童クラブ環境改善事業

事業者名(クラブ名)	事業実施場所	新規開設の有無	事業内容				市町村行動計画策定の有無	対象経費の実支出額	国庫補助基準額
			開所準備経費	一体型の実施	幼稚園、認定こども園等における実施の有無(新規クラブ)	防災対策の実施			
1			該当するものに「1」を記入すること					円	円
2									
3									
4									
5									
合計	か所								

(記入上の注意)

1. 欄には、放課後児童健全育成事業を、新たに実施する(実施している)場所(固有名詞ではなく種別(小学校の余裕教室、児童館、保育所等))を記入すること。
2. 欄には、新規開設である場合に「1」を記入すること。
3. 欄は、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画に、一体型の目標事業量等を記載している場合に「1」を記入すること。

別表2

(2)放課後子ども環境整備事業  
 (ウ)放課後児童クラブ障害児受入促進事業

市町村名

事業者名(クラブ名)		対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
1		円	円
2			
3			
4			
5			
合計	か所		

(エ)倉庫設備整備事業

事業者名(クラブ名)		対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
1		円	円
2			
3			
4			
5			
合計	か所		

別表2

(3) 放課後児童クラブ支援事業

市町村名

(ア) 障害児受入推進事業

事業所名(クラブ名)	年度途中から支援員等を配置又は配置できなくなったクラブについて、支援員等の配置月数( )	対象経費の実支出額	国庫補助基準額
1	ヶ月	円	円
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
合計( 所)			

(記入上の注意)

- 欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「クラブA」「クラブB」等と区分して記入す
- 年度途中から支援員等を配置した場合、又は年度途中で支援員等を配置できなくなった場合は、その配置月数を 欄に記入すること。

別表2

(3) 放課後児童クラブ支援事業

市町村名

(イ) 放課後児童クラブ運営支援事業(賃借料補助)

事業所名(クラブ名)	事業実施場所	年度途中から事業を実施又は実施しなくなったクラブについて、その実施月数	市町村行動計画策定の有無	対象経費の実支出額	国庫補助基準額
1					
2					
3					
4					
5					
合計(  か所)					

(記入上の注意)

- 欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「クラブA」「クラブB」等と区分して記す。
- 欄には、放課後児童健全育成事業を、新たに実施する場所(例:民家・アパート等)を記入すること。
- 年度途中から事業を実施した場合、又は年度途中で事業を実施しなくなった場合は、その実施月数を 欄に記入すること。

(イ) 放課後児童クラブ運営支援事業(移転関連費用補助)

事業所名(クラブ名)	事業実施場所		対象経費の実支出額	国庫補助基準額
	移転前	移転後		
1			円	円
2				
3				
4				
5				
合計(  か所)				

(記入上の注意)

- 欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「クラブA」「クラブB」等と区分して記す。
- 欄には、移転前及び移転後の放課後児童健全育成事業を実施する場所(例:民家・アパート等)を記入すること。

別表 2

(3) 放課後児童クラブ支援事業

市町村名

(イ) 放課後児童クラブ運営支援事業(土地借料補助)

事業所名(クラブ名)	実施主体	対象経費の実支出額	国庫補助基準額
1			
2			
3			
4			
5			
合計(  か所)			

(記入上の注意)

1. 欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「クラブA」「クラブB」等と区分して記入すること。

(ウ) 放課後児童クラブ送迎支援事業

事業所名(クラブ名)	年度途中から事業を実施又は実施しなくなったクラブについて、その実施月数	対象経費の実支出額	国庫補助基準額
1	ヶ月	円	円
2			
3			
4			
5			
合計(  か所)			

(記入上の注意)

1. 欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「クラブA」「クラブB」等と区分して記入すること。  
 2. 年度途中から事業を実施した場合、又は年度途中で事業を実施しなくなった場合は、その実施月数を 欄に記入すること。

別表2

一般分

市町村名

(4) 放課後児童支援員等処遇改善等事業  
(ア) 家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に従事する職員を配置

事業者の名称(クラブ名)	年度途中から事業を実施又は実施しなくなったクラブについて、その実施月数	開所状況		賃金改善する従事者数	賃金改善する給与項目						従事項目					対象経費の実支出額	国庫補助基準額		
		年間開所日数	開所時間		基本給	手当	手当の内容	賞与	その他	その他の内容	学校との情報共有	保護者への連絡・情報共有	防災・防犯対策	要望・苦情への対応	児童虐待早期発見への取組				
			平日分															長期休暇等分	
	ヶ月				人	該当欄に を付すこと。 欄については、内容を具体的に記入すること。						該当欄に主な取組内容等を記入すること							
1			~	~															
2			~	~															
3			~	~															
4			~	~															
5			~	~															
6			~	~															
7			~	~															
8			~	~															
9			~	~															
10			~	~															
合計																			

(記入上の注意)

- 欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「クラブA」「クラブB」等と区分して記入すること。
- 欄には、年度途中から事業を実施又は実施しなくなったクラブについて、その実施月数を記入すること。
- 欄は1円未満の端数は切り捨てること。

(イ)(ア)の「家庭、学校等との連絡及び情報交換等」に加え、地域との連携・協力等の育成支援に従事する常勤職員を配置

事業者の名称(クラブ名)	年度途中から事業を実施又は実施しなくなったクラブについて、その実施月数	開所状況		賃金改善する従事者数	賃金改善する給与項目						従事項目					対象経費の実支出額	国庫補助基準額		
		年間開所日数	開所時間		基本給	手当	手当の内容	賞与	その他	その他の内容	地域組織との情報交換や相互交流	児童館やその他公共施設等の積極的活用	地域住民との連携、協力	地域の保健医療機関等と連携	虐待ケースの具体的な支援内容等を関係機関と検討・協議			放課後子供教室との打ち合わせ、協議会への参加	
			平日分																長期休暇等分
	ヶ月				人	該当欄に を付すこと。 欄については、内容を具体的に記入すること。						該当欄に主な取組内容等を記入すること					実施	主な取組内容	
1			~	~															
2			~	~															
3			~	~															
4			~	~															
5			~	~															
6			~	~															
7			~	~															
8			~	~															
9			~	~															
10			~	~															
合計																			

(記入上の注意)

- 欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「クラブA」「クラブB」等と区分して記入すること。
- 欄には、年度途中から事業を実施又は実施しなくなったクラブについて、その実施月数を記入すること。
- 欄の「実施」欄には、放課後子供教室との定期的な打ち合わせや、学校区ごとに設置する協議会への参加等を行っている場合に「」を記入し、「主な取組内容」欄に、その取組内容を記入すること。
- 欄は1円未満の端数は切り捨てること。

別表 2

( 5 ) 障害児受入強化推進事業

市町村名

事業所名(クラブ名)		障害児数	年度途中から支援員等を配置又は配置できなくなったクラブについて、支援員等の配置月数	医療的ケア児数	年度途中から看護師等を配置又は配置できなくなったクラブについて、支援員等の配置月数	対象経費の実支出額	国庫補助基準額
		人	ヶ月	人	ヶ月	円	円
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
合計(  か所)							

(記入上の注意)

1. 欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「   クラブA」「   クラブB」等と区分して記入すること。
2. 欄の障害児数には、医療的ケア児以外の障害児数を記入すること。
3. 年度途中から支援員等を配置した場合、又は年度途中で支援員等又は看護師等を配置できなくなった場合は、その配置月数を 欄又は 欄に記入すること。

別表 2

( 6 ) 小規模放課後児童クラブ支援事業

市町村名

事業所名(クラブ名)	児童数	放課後児童支援員等数	年度途中から支援員等を配置又は配置できなくなったクラブについて、支援員等	対象経費の実支出額	国庫補助基準額
1	人	人		円	円
2					
3					
4					
5					
合計( 箇所 )					

(記入上の注意)

1. 欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「 クラブA」「 クラブB」等と区分して記入すること。
2. 欄は、支援の単位ごとに配置している放課後児童支援員等の総数を記入すること。

別表2

その他分

市町村名 \_\_\_\_\_

(7)放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業

事業者の名称(クラブ名)	年度途中から事業を実施又は実施しなくなったクラブについて、その実施月数	賃金改善する従事者数				賃金改善する給与項目						対象経費の実支出額	国庫補助基準額
		放課後児童支援員				基本給	手当	手当の内容	賞与	その他	その他の内容		
		経験年数5年未満	経験年数5年以上10年未満	経験年数10年以上	その他								
	ヶ月	人	人	人	人	該当欄に該当する人数を記入すること。欄については、内容を具体的に記入すること。							
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
合計													

(記入上の注意)

- 欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「クラブA」「クラブB」等と区分して記入すること。
- 欄には、年度中から事業を実施又は実施しなくなったクラブについて、その実施月数を記入すること。
- 欄は1円未満の端数は切り捨てること。

## 6. 子育て短期支援事業

類型	か所数	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
1. 短期入所生活援助(ショートステイ)事業			
2. 夜間養護等(トワイライトステイ)事業			
合計	0	0	0

(記入上の注意)

1. 欄には、「(1)短期入所生活援助(ショートステイ)事業」「(2)夜間養護等(トワイライトステイ)事業」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

## (1) 短期入所生活援助(ショートステイ)事業

	実施施設の名称	施設種別	具体的な施設種別 又は 里親や保育士等の数	利用児童数(延べ日数)			開設 準備経費	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
				2歳未満児・慢 性疾患児	2歳以上児	緊急一時保護 の母親			
1									
2									
3									
4									
5									
計									

(記入上の注意)

- 欄は、「児童養護施設」、「母子生活支援施設」、「乳児院」、「保育所」、「ファミリーホーム」、「その他」を記入すること。
- 里親や保育士等が実施施設から委託を受けて事業を実施する場合は、委託した実施施設に計上すること。
- 欄は、欄で「その他」を記入した場合における具体的な施設種別を記入する他、里親や保育士等が実施施設から委託を受けて事業を実施する場合における里親や保育士等の人数を記入すること。
- 欄は、開設準備経費の単価を適用する場合に「有」と記入すること。なお、「次世代育成支援対策施設整備交付金」に係る「子育て短期支援事業のための居室等整備加算」の対象となっている場合は、対象外であることに留意すること。

(2) 夜間養護等(トワイライトステイ)事業

	実施施設の名称	施設種別	具体的な施設種別 又は 里親や保育士等の数	利用児童数(延べ日数)			児童の送迎の実施	開設準備経費	対象経費の実支出額	国庫補助基準額
				夜間養護事業		休日預かり事業				
				基本分	宿泊分					
1										
2										
3										
4										
5										
計										

(記入上の注意)

- 欄は、「児童養護施設」、「母子生活支援施設」、「乳児院」、「保育所」、「ファミリーホーム」、「その他」を記入すること。
- 里親や保育士等が実施施設から委託を受けて事業を実施する場合は、委託した実施施設に計上すること。
- 欄は、欄で「その他」を記入した場合における具体的な施設種別を記入する他、里親や保育士等が実施施設から委託を受けて事業を実施する場合における里親や保育士等の人数を記入すること。
- 欄は、児童の送迎の実施の単価を適用する場合に「有」と記入すること。
- 欄は、開設準備経費の単価を適用する場合に「有」と記入すること。なお、「次世代育成支援対策施設整備交付金」に係る「子育て短期支援事業のための居室等整備加算」の対象となっている場合は、対象外であることに留意すること。

別表2

市町村名

7. 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

取組内容		家庭訪問数	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
ケース対応会議	支援の実施			
		育児・家事援助	専門的相談支援	

(記入上の注意)

1. 欄は、実施要綱の4の(4)に定めるケース対応会議を実施している場合は「 」を記入すること。
2. 欄は、養育支援訪問事業において、該当する支援を実施している場合に「 」を記入すること。
3. 欄は、乳児家庭全戸訪問事業による当該年度1年間における家庭訪問数を記入すること。

8. 養育支援訪問事業

訪問件数				対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
育児・家事援助	専門的相談支援	助産師等による訪問支援	育児家事援助を民間団体へ委託		

(記入上の注意)

1. 欄は、それぞれに係る養育支援訪問事業による訪問件数を記入すること。
2. 欄は、育児・家事援助を民間団体へ委託して実施する場合は「 」を記入すること。

9. 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

調整機関職員の専門性強化		地域ネットワーク関係機関の連携強化	地域ネットワーク構成員の専門性向上	地域ネットワークと訪問事業等との連携		地域住民への周知を図る取組	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)	更に児童虐待への専門性を向上させるための研修			実施要綱3(4)の取組	実施要綱3(4)の取組			

(記入上の注意)

1. 欄は、該当する研修等に係る受講者数を記入すること。
2. 欄は、該当する取組を実施する場合に、対応する欄に「 」を記入すること。

10. 地域子育て支援拠点事業

類型	か所数	対象経費の実支出額	国庫補助基準額
1. 一般型			
2. 出張ひろば(一般型)			
3. 経過措置・小規模型指定施設(一般型)			
4. 連携型			
合計	0	0	0

(記入上の注意)

1. 欄には、「(1)一般型」「(2)出張ひろば(一般型)」「(3)経過措置・小規模型指定施設(一般型)」「(4)連携型」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

(1)一般型

	名称	実施場所	運営主体	事業実施月数	開設日数(週当たり)	開設時間(1日当たり)	専任職員の配置			平均利用親子組数(1日当たり)	従来のセンター型実施の有無	地域の子育て支援活動の展開を図るための取組	地域支援	利用者支援事業の実施	開設準備経費		対象経費の実支出額	国庫補助基準額
							常勤職員	非常勤職員	合計						改修費・備品購入費	礼金及び賃借料		
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
計																		

(記入上の注意)

- 欄は、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、幼稚園、公民館、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、専用施設、公共施設( )、その他( )から該当するものを記入すること。  
「公共施設」とは、上記に記載した公共施設以外の公共施設をいう。
- 欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他から該当するものを記入すること。
- 欄は、月途中開始の場合は1月末満の部分を切り捨てた値を記入すること。
- 欄は、開設日によって開設時間が違う場合、補助基準を満たす最低の時間数を記入すること。
- 欄は、地域子育て支援拠点事業の開所時間における平均職員数を記入すること。(事業に携わった職員の延べ人数ではない。)(小数点以下第1位を四捨五入)
- 欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の(1)のアを利用した親子組数の1日あたりの平均組数を記入すること(小数点以下第2位を四捨五入)。
- 欄は、平成24年度センター型として実施していた拠点で、今年度も引き続きセンター型の事業内容で実施している場合「有」、そうでない場合「無」を記入すること。
- 欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の(2)の(ア)～(イ)のうち該当する記号を全て記入すること。
- 欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の(2)の(ア)～(イ)のうち該当する記号を全て記入すること。(利用者支援事業の実施が「有」の場合は加算の対象とはならない。)
- 欄は、利用者支援事業実施要綱に定める利用者支援事業を実施している場合は「有」を記入すること。
- 欄は、開設準備経費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。

(2)出張ひろば(一般型)

	出張元名称	出張先名称	事業実施月数	開設日数(週当たり)	開設時間(1日当たり)	平均利用親子組数(1日当たり)	開設準備経費		対象経費の実支出額	国庫補助基準額
							改修費・備品購入費	礼金及び賃借料		
1										
2										
3										
4										
5										
計										

(記入上の注意)

- 欄は、出張元となっている一般型の拠点の名称を記入すること
- 欄は、月途中開始の場合は1月末満の部分を切り捨てた値を記入すること。
- 欄には、開設日によって開設時間が違う場合、補助基準を満たす最低の時間数を記入すること。
- 欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の(1)のアを利用した親子組数の1日あたりの平均組数を記入すること(小数点以下第2位を四捨五入)。
- 欄は、開設準備経費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。

(3) 経過措置・小規模型指定施設(一般型)

	名称	実施場所	運営主体	事業実施月数	開設日数 (週当たり)	開設時間 (1日当たり)	専任職員の配置	平均利用親子組数 (1日当たり)	事業内容	保健相談(週3回程度実施)の有無	開設年月日 (H19.3.31以前でなければ対象外)	対象経費の実支出額	国庫補助基準額
1													
2													
3													
4													
5													
計													

(記入上の注意)

- 欄は、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、幼稚園、公民館、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、専用施設、公共施設( )、その他( )から該当するものを記入すること。  
「公共施設」とは、上記に記載した公共施設以外の公共施設をいう。
- 欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他から該当するものを記入すること。
- 欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分を取り捨てた値を記入すること。
- 欄は、開設日によって開設時間が違う場合、補助基準を満たす最低の時間数を記入すること。
- 欄は、地域子育て支援拠点事業の開所時間における平均職員数を記入すること。(事業に携わった職員の延べ人数ではない。)(小数点以下第1位を四捨五入)
- 欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の(2)の の(1)の(d)のaを利用した親子組数の1日あたりの平均組数を記入すること(小数点以下第2位を四捨五入)。
- 欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の(2)の の(1)の(d)のa~cのうち該当する記号を全て記入すること。
- 欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の(2)の の(ウ)に基づく保健相談業務の週3回程度実施の有無を記入すること。
- 欄は、開設年月日について記入すること。なお、平成19年4月1日以降に開設した施設は本項目の対象とはならないので注意すること。

(4) 連携型

	名称	実施場所	運営主体	事業実施月数	開設日数 (週当たり)	開設時間 (1日当たり)	専任職員の配置	平均利用親子組数 (1日当たり)	地域の子育て力を高める取組の実施	利用者支援事業の実施	開設準備経費		対象経費の実支出額	国庫補助基準額
											改修費・備品購入費	礼金及び賃借料		
1														
2														
3														
4														
5														
計														

(記入上の注意)

- 欄は、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、その他児童福祉施設、その他( )から該当するものを記入すること。
- 欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他から該当するものを記入すること。
- 欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分を取り捨てた値を記入すること。
- 欄には、開設日によって開設時間が違う場合、補助基準を満たす最低の時間数を記入すること。
- 欄は、地域子育て支援拠点事業の開所時間における平均職員数を記入すること。(事業に携わった職員の延べ人数ではない。)(小数点以下第1位を四捨五入)
- 欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の(1)のAを利用した親子組数の1日あたりの平均組数を記入すること(小数点以下第2位を四捨五入)。
- 欄は、地域の子育て力を高める取組を実施した場合は「有」を記入すること。(利用者支援事業の実施が「有」の場合は加算の対象とはならない。)
- 欄は、利用者支援事業実施要綱に定める利用者支援事業を実施している場合は「有」を記入すること。
- 欄は、開設準備経費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。





(4) 居宅訪問型

	派遣元施設名称	設置主体	事業実施 月数	利用児童数(年間延べ人数)						開設準備経費 (改修費等)	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
				緊急一時預かり対象児童以外			緊急一時預かり対象児童					
				4時間以上	4時間未満	合計	4時間以上	4時間未満	合計			
1												
2												
3												
4												
5												
計												

(記入上の注意)

1. 欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
2. 欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
3. ~ 欄は、緊急一時預かりの年間延べ利用児童数を記入すること。
4. 欄は、該当する場合に「有」を記入すること。

## 別表2

## 12. 病児保育事業

市町村名 \_\_\_\_\_

類型	か所数	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
ア. 特定分			
1. 病児対応型 基本分・加算分			
2. 病後児対応型 基本分・加算分			
3. 体調不良児対応型			
4. 非施設型(訪問型)			
事業費合計	0	0	0
1. 病児対応型 低所得者減免分加算			
2. 病後児対応型 低所得者減免分加算			
低所得者減免分加算合計	0	0	0
イ. 一般分			
1. 病児対応型			
2. 病後児対応型			
3. 体調不良児対応型			
一般分合計	0	0	0

(記入上の注意)

1. 欄には、「(1)病児対応型」「(2)病後児対応型」「(3)体調不良児対応型」「(4)非施設型(訪問型)」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

(1)病児対応型  
ア.特定分  
基本分・加算分

	名称	実施場所	運営主体	利用定員	利用料金 (1日当たり)	事業実施月数	利用児童数 (年間延人数)	うち、送迎 対応利用児童数(年間 延人数)	送迎対応	看護師 等雇上 費	送迎経 費	送迎対応を行う 職員種別・人数		送迎方法	研修参加 職員数	普及定着促進費		対象経費 の実支出 額	国庫補助 基準額	
												(職員 種別)	(人数)			改修費等	礼金及 び賃借 料			
1																				
2																				
3																				
4																				
5																				
計																				

(記入上の注意)

- 欄は、病院、診療所、保育所、単独施設、その他( )のいずれかを記入すること。その他の場合は( )内に具体的な実施場所を記入すること。
- 欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- 欄は、児童福祉法第34条の18の規定に基づき届出を行った利用定員を記入すること。
- 欄は、1日当たりの主な利用料金体系を記入すること。
- 欄は、月途中開始の場合は1月末満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- 欄は、送迎対応を行う場合に「有」を記入すること。
- 欄は、送迎の際に同乗する職員配置に必要となる費用について、「看護師等雇上費」を申請する場合に「有」を記入すること。
- 欄は、タクシー利用料金等、送迎の際に必要な費用について、「送迎経費」を申請する場合に「有」を記入すること。
- 欄は、送迎対応を行う保育士・看護師等(看護師、準看護師、保健師又は助産師)の別、及び送迎の際に同乗する人数を記入すること。
- 欄は、送迎方法として、タクシー、自動車の借上げ、その他( )のいずれかを記入すること。その他の場合は( )内に具体的な実施方法を記入すること。
- 欄は、研修参加費用を計上する研修参加職員数を記入すること(1人で複数の研修に参加した場合も「1」とすること。)
- 欄は、普及定着促進費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。
- 欄に記入する金額は、「イ.一般分(改善分)」の欄に記載される金額と重複しないこと。

低所得者減免分加算

	名称	減免分加算適用(生活保護)延べ人数		減免分加算適用 (非課税世帯) 延べ人数	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
			うち、市町村民税非課税世帯であって、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者の属する世帯等、特に困窮していると市町村が認めた世帯の利用延べ人数			
1						
2						
3						
4						
5						
計						

イ.一般分(改善分)

	名称	対象経費の実支出額	国庫補助基準額
1			
2			
3			
4			
5			
計			

(記入上の注意)

- 「ア.特定分 基本分・加算分」に記入されている施設において、利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施する場合に記入すること。
- 欄に記入する金額は、「ア.特定分 基本分・加算分」の 欄に記載される金額と重複しないこと。

(2)病後児対応型

ア.特定分  
基本分・加算分

	名称	実施場所	運営主体	利用定員	利用料金 (1日当たり)	事業実施 月数	利用児童数 (年間延人数)	うち、送迎 対応利用児童数 (年間延人数)	送迎対応	看護師 等雇上 費	送迎経 費	送迎対応を行う 職員種別・人数		送迎方法	研修参加 職員数	普及定着促進費		対象経費 の実支出 額	国庫補助 基準額	
												(職員 種別)	(人数)			改修費等	礼金及 び賃借 料			
1																				
2																				
3																				
4																				
5																				
計																				

(記入上の注意)

- 欄は、病院、診療所、保育所、単独施設、その他( )のいずれかを記入すること。その他の場合は( )内に具体的な実施場所を記入すること。
- 欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- 欄は、児童福祉法第34条の18の規定に基づき届出を行った利用定員を記入すること。
- 欄は、1日当たりの主な利用料金体系を記入すること。
- 欄は、月途中開始の場合は1月末満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- 欄は、送迎対応を行う場合に「有」を記入すること。
- 欄は、送迎の際に同乗する職員配置に必要な費用について、「看護師等雇上費」を申請する場合に「有」を記入すること。
- 欄は、タクシー利用料金等、送迎の際に必要な費用について、「送迎経費」を申請する場合に「有」を記入すること。
- 欄は、送迎対応を行う保育士・看護師等(看護師、準看護師、保健師又は助産師)の別、及び送迎の際に同乗する人数を記入すること。
- 欄は、送迎方法として、タクシー、自動車の借上げ、その他( )のいずれかを記入すること。その他の場合は( )内に具体的な実施方法を記入すること。
- 欄は、研修参加費用を計上する研修参加職員数を記入すること(1人で複数の研修に参加した場合も「1」とすること。 )。
- 欄は、普及定着促進費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。
- 欄に記入する金額は、「イ.一般分(改善分)」の 欄に記載される金額と重複しないこと。

低所得者減免分加算

	名称	減免分加算適用(生活保護)延べ人数		減免分加算適用 (非課税世帯) 延べ人数	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
			うち、市町村民税非課税世帯であって、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者の属する世帯等、特に困窮していると市町村が認めた世帯の利用延べ人数			
1						
2						
3						
4						
5						
計						

イ.一般分(改善分)

	名称	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
1			
2			
3			
4			
5			
計			

(記入上の注意)

- 「ア.特定分 基本分・加算分」に記入されている施設において、利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施する場合に記入すること。
- 欄に記入する金額は、「ア.特定分 基本分・加算分」の 欄に記載される金額と重複しないこと。

(3)体調不良児型

ア.特定分(平成26年度以前から実施する施設、または平成27年度より新規開設し看護師等を2名以上配置して実施する施設。ただし、一般分に該当する施設の送迎対応及び研修参加費用を含む。)

	名称	実施場所	設置主体	事業実 施月数	利用児童数 (年間延人 数)	うち、送迎 対応利用児 童数(年間 延人数)	送迎対 応	看護師 等雇上 費	送迎経 費	送迎対応を行う 職員種別・人数		送迎方法	研修参加 職員数	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
										(職員 種別)	(人数)				
1															
2															
3															
4															
5															
計															

(記入上の注意)

- 欄は、保育所、認定こども園、小規模保育、事業所内保育のいずれかを記入すること。
- 欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- 欄は、月途中開始の場合は1月末満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- 欄は、送迎対応を行う場合に「有」を記入すること。ただし、一般分に該当する施設の場合は「有(一般)」と記載すること。
- 欄は、送迎の際に同乗する職員配置に必要な費用について、「看護師等雇上費」を申請する場合に「有」を記入すること。
- 欄は、タクシー利用料金等、送迎の際に必要な費用について、「送迎経費」を申請する場合に「有」を記入すること。
- 欄は、送迎対応を行う保育士・看護師等(看護師、準看護師、保健師又は助産師)の別、及び送迎の際に同乗する人数を記入すること。
- 欄は、送迎方法として、タクシー、自動車の借上げ、その他( )のいずれかを記入すること。その他の場合は( )内に具体的な実施方法を記入すること。
- 欄は、研修参加費用を計上する研修参加職員数を記入すること(1人で複数の研修に参加した場合も「1」とすること。)
- 一般分に該当する施設の送迎対応及び研修参加費用に係る記載について、 ~ 欄は記載せず、 欄及び 欄は送迎対応及び研修参加費用に係る額のみを記入すること。

イ. 一般分(平成27年度より新規開設し看護師等を1名配置して実施する施設。ただし、送迎対応及び研修参加費用は除く。)

	名称	実施場所	設置主体	事業実施 月数	利用児童数 (年間延人数)	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
1							
2							
3							
4							
5							
計							

(記入上の注意)

1. 欄は、保育所、認定こども園、小規模保育、事業所内保育のいずれかを記入すること。
2. 欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
3. 欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
4. 一般分に該当する施設の送迎対応及び研修参加費用に係る記載については、「ア. 特定分」欄に記入すること。

(4) 非施設型(訪問型)

	名称	設置主体	事業実施 月数	利用料金 (1日当たり)	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
1						
2						
3						
4						
5						
計						

(記入上の注意)

1. 欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
2. 欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。

別表2

市町村名 \_\_\_\_\_

13. 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

基本事業											
事業開始年月	会員数				支部数	講習(24h以上)の実施	土日実施加算	合同実施市町村	ひとり親家庭等の利用支援	開設準備経費	
	提供会員	依頼会員	両方会員	合計						改修費・備品購入費	礼金及び賃借料
病児・緊急対応強化事業					対象経費の実支出額	国庫補助基準額					
事業開始年月	利用件数(年間延べ数)	近隣市町村会員の受入	初年度体制整備	合同実施市町村							

(記入上の注意)

- 欄は、基本事業を開始した年月を「2017/01」のように、半角数字で記入すること。
- 欄は、1年ごとに更新・整理したうえで記入すること。なお、提供会員数と依頼会員数が逆になっていないか確認すること。
- 欄は、実施要綱に基づく支部を設置した場合に、設置した支部数を記入すること(政令指定都市に限る)。また、病児・緊急対応強化事業を実施するための事務所等は支部に含まないことに留意すること。
- 欄は、提供会員を対象とした24時間以上の講習を実施している場合に「 」を記入すること。なお、講習時間が24時間以上であっても「安全・事故」に関する講座を含まない場合には「 」は記入できないことに留意すること。
- 欄は、土曜日、日曜日又は祝日に、事業説明会と事前顔合わせを合わせて年間30回以上実施した場合に「 」を記入すること。なお、事前顔合わせには、アドバイザー等が立ち会わなければならないことに留意すること。
- 欄は、基本事業を合同で実施する場合、代表する1市町村が、他の合同実施市町村名を全て記載すること。なお、24時間以上の講習のみ合同で実施している場合は「合同実施市町村名(24h講習のみ)」と記入すること。
- 欄は、実施要綱3(3)の事業を実施している場合、「 」を記入すること。
- 欄は、開設準備経費におけるそれぞれの経費を申請する場合は、該当する欄に「有」を記入すること。
- 欄は、病児・緊急対応強化事業を開始した年月を「2017/01」のように、半角数字で記入すること。
- 欄は、病児・緊急対応強化事業を実施していない場合は、空白のまま提出すること。なお、病児・緊急対応強化事業を実施しているが、年内の実績がなかった場合は、「0」を記入すること。
- 欄は、当てはまる場合に「 」を記入すること。
- 欄は、会則等で受入を定めていること。なお、近隣市町村とは隣接する市町村をいう。
- 欄は、病児・緊急対応強化事業を合同により実施する場合、代表する1市町村が、他の合同実施市町村名を全て記載すること。